

近畿ブロック発注者協議会の運営

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

■近畿ブロック発注者協議会の構成図

■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14機関
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25機関
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 14機関

連携

■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）

■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の53機関

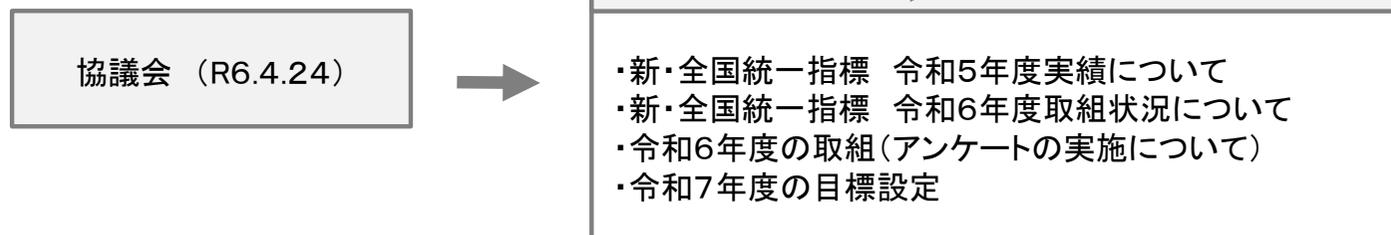
分科会

- ・運営分科会
- ・工事検査分科会（H28.4設置）

滋賀県・大阪府（平成28年度）、京都府（平成29年度）、兵庫県（平成30年度）に分科会を設立

	令和5年度				令和6年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会								
・協議会	☆5/17				☆4/24			
・幹事会				☆2/26				☆2月中旬
・運営分科会		☆7/14	☆12/15		☆6月下旬		☆12初旬	
・工事検査分科会								
各府県地域発注者協議会								
・福井県			☆11/8					
・滋賀県		☆7/8協						
・京都府			☆10/26協					
・大阪府		☆7/31協						
・兵庫県			☆10/31協					
・奈良県		☆8/5協						
・和歌山県	☆5/23協				☆5/29協			

※ 協:協議会、幹:幹事会、分:分科会



「近畿ブロック発注者協議会」設置要領

（名称）

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長(課長)等をもってあてる。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年11月13日から施行する。

この要領は、平成27年3月24日から施行する。

この要領は、平成27年8月24日から施行する。

この要領は、平成28年8月22日から施行する。

この要領は、平成29年8月9日から施行する。

この要領は、平成30年8月6日から施行する。

この要領は、令和元年8月7日から施行する。

この要領は、令和2年7月から施行する。

この要領は、令和3年8月5日から施行する。

この要領は、令和4年5月9日から施行する。

この要領は、令和5年 5月 17 日から施行する。

この要領は、令和6年 2月 26 日から施行する。

この要領は、令和6年 4月 24日から施行する。

第4条関係(委員)

会 長	国土交通省 近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省 近畿農政局 農村振興部長
副 会 長	代表府県部長
委 員	警察庁 近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省 近畿財務局 管財部長
	財務省 大阪国税局 総務部次長
	農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 営繕部長
	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 近畿運輸局 総務部長
	国土交通省 大阪航空局 空港部長
	国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長
	環境省 近畿地方環境事務所 次長
	防衛省 近畿中部防衛局 調達部長
	大阪高等裁判所 会計課長
	福井県 土木部長
	滋賀県 土木交通部長
	滋賀県 農政水産部長
	京都府 建設交通部長
	京都府 農林水産部技監
	大阪府 都市整備部長
	大阪府 環境農林水産部長
	兵庫県 土木部長
	兵庫県 農林水産部長
	奈良県 県土マネジメント部長
	奈良県 食農部長
	和歌山県 県土整備部長
	和歌山県 農林水産部長

京都市 建設局 土木技術・防災減災・公園利活用担当局長
大阪市 建設局長
堺市 建設局長
神戸市 建設局長
福井市長
池田町長
東近江市長
豊郷町長
城陽市長
伊根町長 井手町長
和泉市長 東大阪市長
岬町長
丹波篠山市長 淡路市長
佐用町長
生駒市長
天川村長
御坊市長 和歌山市長
九度山町長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 支社長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋・技術部長
阪神高速道路(株) 技術部長
新関西国際空港(株) 技術・安全部長
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長
(独)国立美術館 国立国際美術館 館長
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 計画部長
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長
(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長
日本下水道事業団 近畿総合事務所 事務所長

第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長
 副幹事長 代表府県課(室)長

幹事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長
 財務省 近畿財務局 管財総括第三課長
 財務省 大阪国税局 営繕監理官
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長
 国土交通省 大阪航空局 技術管理官
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 經理課長
 環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長
 大阪高等裁判所 会計課課長補佐

福井県 土木部 土木管理課長
 滋賀県 土木交通部 技術管理課長
 滋賀県 農政水産部 農政課長
 京都府 建設交通部 建設交通部理事(指導検査課長)
 京都府 農林水産部 農村振興課長
 大阪府 都市整備部 事業調整室 技術管理課長
 大阪府 環境農林水産部 環境農林水産総務課長
 大阪府 総務部契約局 建設工事課長

兵庫県 土木部 技術企画課長
兵庫県 農林水産部 総務課長
奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長
奈良県 食農部 次長
和歌山県 県土整備部 技術調査課長
和歌山県 県土整備部 公共建築課長
和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長
京都市 建設局 監理検査課長
大阪市 建設局 工事監理担当課長
堺市 建設局 土木部 参事(区局連携・監理・調整担当)
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)
福井市 財政部長
池田町 町土整備課長
東近江市 契約検査課長
豊郷町 企画振興課長
城陽市 総務部 管財契約課長
~~伊根町 地域整備課長 井手町 理事(建設課長)~~
~~和泉市 総務部 契約検査室長 東大阪市 行政管理部 契約検査室契約課長~~
岬町 総務部 理事兼総務課長
~~丹波篠山市 行政経営部 管財契約課長 淡路市 総務部管財課
次長兼管財課長~~
佐用町 総務課長
生駒市 総務部 契約検査課長
天川村 産業建設課長
~~御坊市 都市建設課長 和歌山市 都市建設局 建設総務部 技術管理課長~~
九度山町 総務課長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋・技術部 技術管理課長
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長
新関西国際空港(株) 技術・安全部長
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所
研究支援推進部 研究支援課長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局

計画部 技術管理課長

(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・品質管理課長

(国研)日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 事業管理部調達課長

日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長

「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

記

第3条関係

【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

第4条、第7条関係

【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

平成25年度	和歌山県
平成26年度	兵庫県
平成27年度	大阪府
平成28年度	京都府
平成29年度	滋賀県
平成30年度	福井県
令和元年度	奈良県
令和 2年度	和歌山県
令和 3年度	兵庫県
令和 4年度	大阪府
令和 5年度	京都府
令和 6年度	滋賀県
令和 7年度	福井県
令和 8年度	奈良県
令和 9年度	和歌山県

令和5年度の取組内容と実績(R5.12時点)

- 令和元年6月に品確法が改正、令和2年1月に発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)が策定され、品確法の理念を現場で実現するために、令和2年5月に新・全国統一指標を設定。
- 近畿ブロック発注者協議会では、運用指針により発注者として「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」として定められた内容に基づいた取組を実施。
- 取組状況についてアンケートを行い、進捗状況の確認・共有を実施。

運用指針の内容		指標の設定状況		
工事	必ず実施すべき事項	①施工時期の平準化	全国統一	地域平準化率(工事)の改善
		②適正な工期設定	全国統一	週休2日対象工事の実施状況の拡大
		③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	全国統一	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
		④適切な設計変更	近畿独自	ガイドラインの策定・活用
		⑤予定価格の適正な設定	近畿独自	・基準適用外の要領整備 ・最新単価の使用
	実施に努める事項	⑥入札契約方式の選択・活用	近畿独自	総合評価落札方式の拡大
		⑦ICTを活用した生産性向上	取組共有	ICT工事発注率
測量、調査及び設計	必ず実施すべき事項	①履行期間の平準化	全国統一	地域平準化率(業務)の改善
		②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	全国統一	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
		③予定価格の適正な設定	取組共有	・基準適用外の要領整備 ・最新単価の使用
		④適正な履行期間の設定	取組共有	履行期間策定基準の設定状況
		⑤適切な設計変更	取組共有	ガイドラインの策定・活用

平準化の取組事例(さ・し・す・せ・そ)について

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

【工事①】施工時期の平準化

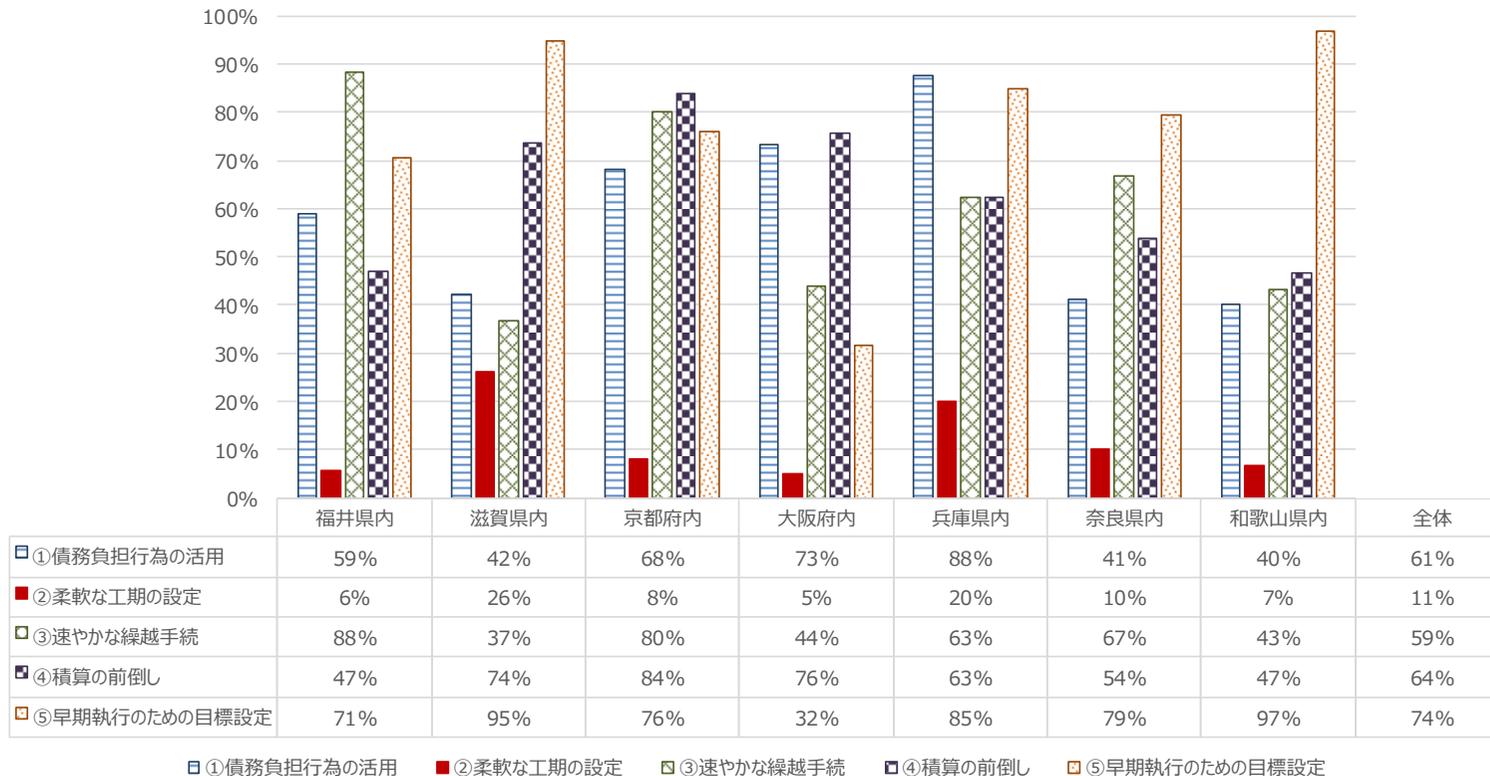
R5年度取組内容と結果

(1) 平準化の取組事例「さ・し・す・せ・そ」の積極的な活用による施工時期の平準化を進める。
 ⇒ 全体的に導入が進んでいるが、市町村における制度の導入を加速させる必要がある。

制度の導入状況の推移 R5.5 ⇒ R5.12

	(さ)債務負担行為の活用	(し)柔軟な工期設定	(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定
府県・政令市	100%⇒100%	82%⇒91%	82%⇒82%	100%⇒100%	100%⇒100%
市町村	57%⇒61%	12%⇒11%	57%⇒59%	63%⇒64%	71%⇒74%

平準化率（項目実施率）【211市町村】



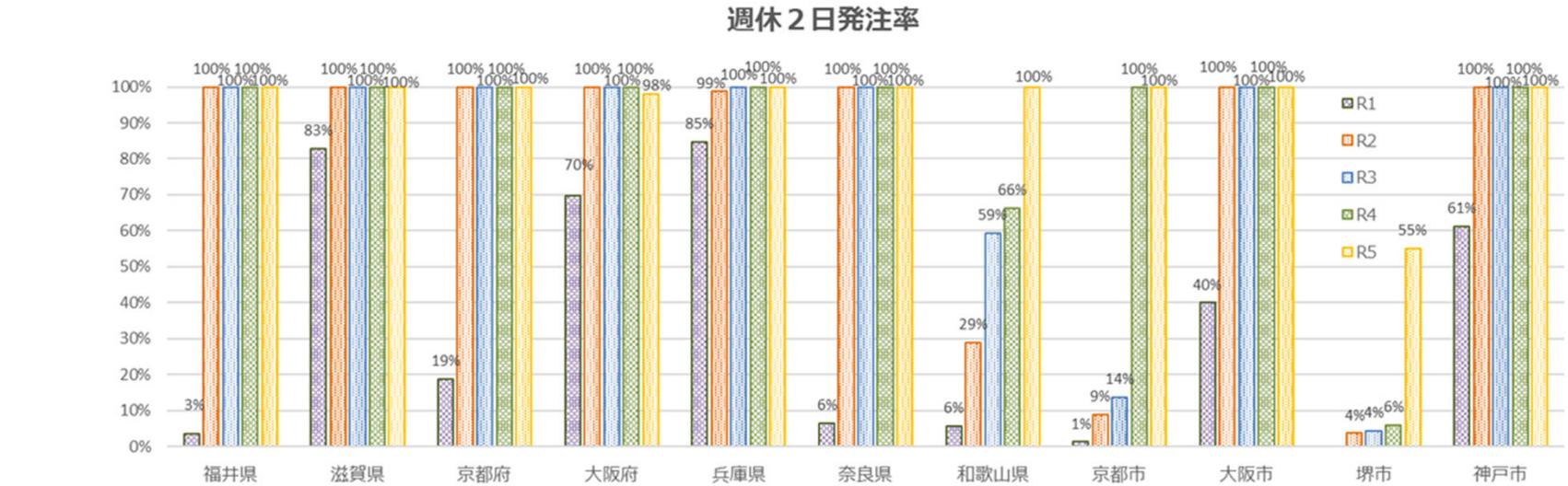
【工事②】適切な工期設定（週休2日対象工事の実施状況）

R5年度取組内容と結果

(1) 各発注機関で、週休2日対象工事の発注率拡大に向けた取組を行う。

⇒ 府県・政令市の発注率は98%となっており、前年度同月(89%)に比べ大幅に増加

週休2日対象工事 **発注率** R3年度82% ⇒ R4年度 90%
(R4年度(12月時点) 89%) ⇒ R5年度(12月時点) 98%

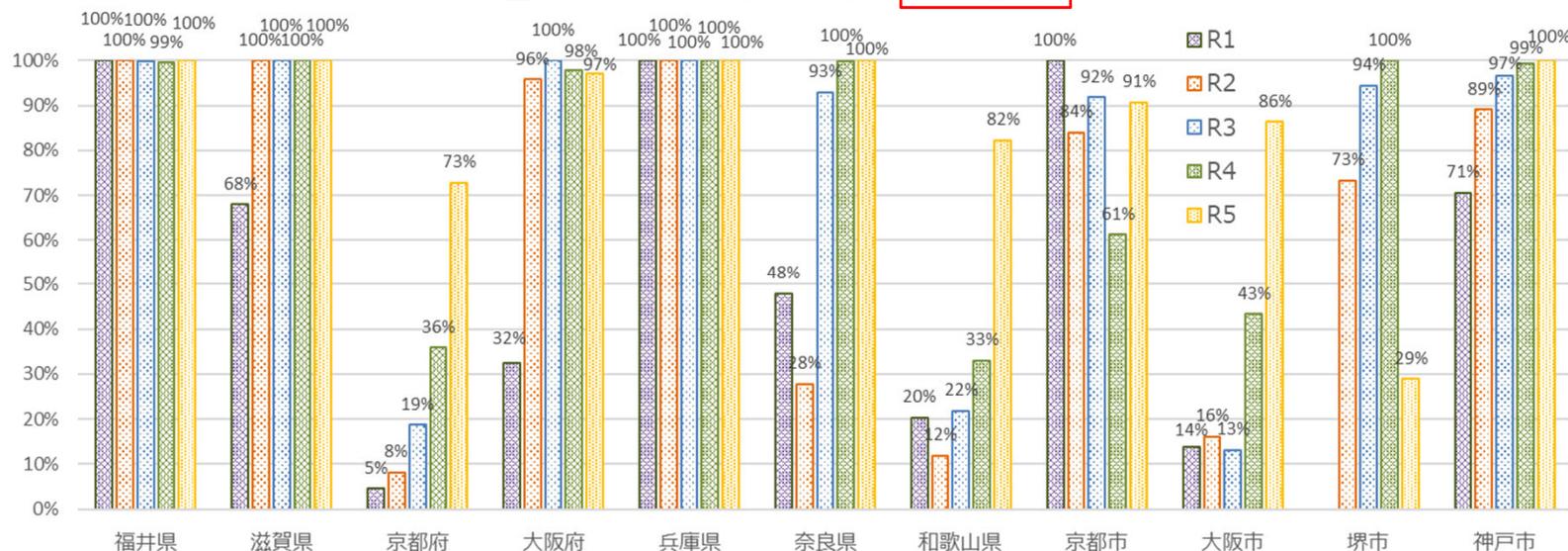


	福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市		
	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	
R2	対象件数	1239件	0件	499件	176件	3件	500件	543件	52件	913件	0件	1376件	0件	583件	6件	44件	0件	792件	0件	15件	485件	0件	
	全体工事件数	1497件		787件		1086件		836件		1128件		1705件		2430件	565件		1599件		408件		977件		
	実施困難件数	258件		112件		583件		241件		204件		329件		416件	0件		807件		0件		492件		
	発注率	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		98.8%		100.0%		28.9%	8.8%		100.0%		3.7%		100.0%		
R3	対象件数	935件	0件	455件	0件	5件	1069件	582件	17件	868件	0件	1146件	0件	1202件	31件	30件	32件	798件	0件	18件	513件	0件	
	全体工事件数	1231件		556件		1139件		773件		1054件		1489件		2178件	449件		1714件		411件		845件		
	実施困難件数	296件		101件		65件		174件		186件		343件		152件	0件		884件		0件		332件		
	発注率	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		59.3%	13.6%		100.0%		4.4%		100.0%		
R4	対象件数	1165件	0件	494件	0件	4件	1022件	536件	20件	728件	0件	1148件	6件	1050件	52件	175件	260件	767件	19件	0件	529件	0件	
	全体工事件数	1759件		651件		1109件		718件		793件		1322件		1731件	233件		1557件		322件		732件		
	実施困難件数	594件		157件		83件		162件		65件		174件		137件	6件		530件		0件		203件		
	発注率	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		66.2%	100.0%		100.0%		5.9%		100.0%		
R5	対象件数	584件	0件	529件	0件	31件	310件	464件	31件	348件	0件	0件	499件	684件	297件	137件	122件	713件	210件	11件	110件	493件	0件
	全体工事件数	922件		599件		436件		688件		659件		649件		1528件	292件		1352件		268件		567件		
	実施困難件数	338件		70件		95件		183件		311件		150件		547件	33件		429件		48件		74件		
	発注率	100.0%		100.0%		100.0%		98.0%		100.0%		100.0%		100.0%	100.0%		100.0%		55.0%		100.0%		

【工事②】適切な工期設定（週休2日対象工事の実施状況）

■府県・政令市毎の週休2日対象工事の実施率

週休2日対象工事 実施率



	福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市		
	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	
R1	対象件数	12件	48件	84件	511件	0件	200件	517件	50件	794件	0件	0件	94件	0件	113件	7件	0件	0件	591件	0件	0件	563件	0件
	実施件数	12件	48件	84件	320件	0件	9件	183件	1件	794件	0件	0件	45件	0件	23件	7件	0件	0件	82件	0件	0件	397件	0件
	型別実施率	100%	100%	100%	63%	-	5%	35%	2%	100%	-	-	48%	-	20%	100%	-	-	14%	-	-	71%	-
	実施率	100.0%		67.9%		4.5%		32.5%		100.0%		47.9%		20.4%		100.0%		13.9%		-		70.5%	
R2	対象件数	1239件	0件	499件	176件	3件	500件	543件	52件	913件	0件	0件	1376件	0件	583件	6件	44件	0件	792件	0件	15件	485件	0件
	実施件数	1239件	0件	499件	176件	3件	38件	537件	33件	913件	0件	0件	383件	0件	69件	6件	36件	0件	127件	0件	11件	432件	0件
	型別実施率	100%		100%	100%	100%	8%	99%	63%	100%	-	-	28%	-	12%	100%	82%	-	16%	-	73%	89%	-
	実施率	100.0%		100.0%		8.2%		95.8%		100.0%		27.8%		11.8%		84.0%		16.0%		73.3%		89.1%	
R3	対象件数	935件	0件	455件	0件	5件	1069件	582件	17件	868件	0件	0件	1146件	0件	1202件	31件	30件	32件	798件	0件	18件	513件	0件
	実施件数	933件	0件	455件	0件	5件	196件	582件	17件	868件	0件	0件	1064件	0件	262件	31件	25件	32件	77件	0件	17件	496件	0件
	型別実施率	100%		100%		100%	18%	100%	100%	100%	-	-	93%	-	22%	100%	83%	100%	10%	-	94%	97%	-
	実施率	100%		100.0%		18.7%		100.0%		100.0%		92.8%		21.8%		91.8%		13.1%		94.4%		96.7%	
R4	対象件数	1165件	0件	494件	0件	4件	1022件	536件	20件	728件	0件	0件	1148件	6件	1050件	52件	175件	260件	767件	19件	0件	529件	0件
	実施件数	1159件	0件	494件	0件	4件	364件	534件	10件	728件	0件	0件	1147件	6件	342件	52件	87件	260件	185件	19件	0件	525件	0件
	型別実施率	99%		100%		100%	36%	100%	50%	100%		100%	100%	33%	100%	50%	100%	24%	100%		99%		
	実施率	99%		100.0%		35.9%		97.8%		100.0%		99.9%		33.0%		61.2%		43.3%		100.0%		99.2%	
R5	対象件数	584件	0件	529件	0件	31件	310件	464件	31件	348件	0件	0件	499件	684件	297件	137件	122件	713件	210件	11件	110件	493件	0件
	実施件数	584件	0件	529件	0件	31件	217件	464件	17件	348件	0件	0件	499件	652件	154件	137件	98件	713件	84件	11件	24件	493件	0件
	型別実施率	100%		100%		100%	70%	100%	55%	100%		100%		95%	52%	100%	80%	100%	40%	100%	22%	100%	
	実施率	100.0%		100.0%		72.7%		97.2%		100.0%		100.0%		82.2%		90.7%		86.3%		28.9%		100.0%	

■市町村での週休2日対象工事発注状況

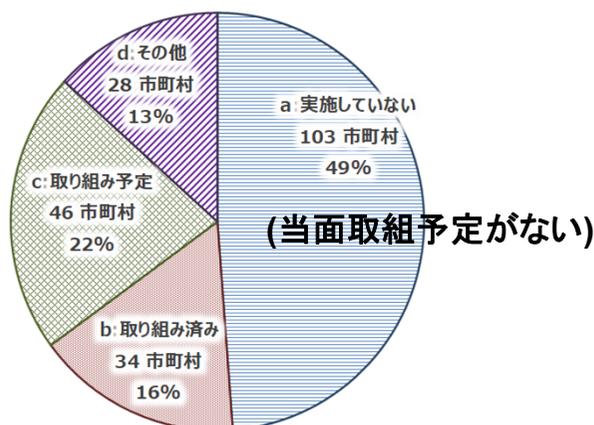
○ 市町村での週休2日対象工事の発注実績は34市町村（16%）にとどまっている。

市町村

週休2日工事発注実績のある市町村

25市町村（令和4年度）R5.5

⇒ 34市町村（令和5年度）R5.12



週休2日の取組状況

・令和5年度実施 34市町村

(福井市、越前市、草津市、湖南市、高島市、米原市、福知山市、舞鶴市、亀岡市、八幡市、京田辺市、南丹市、岸和田市、豊中市、守口市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、阪南市、三島郡島本町、姫路市、西宮市、豊岡市、丹波市、香芝市、伊都郡九度山町)

【工事②】適切な工期設定（週休2日対象工事の実施状況）

■工期の算定方法について

（運用指針の解説）

施工に必要な実日数は、毎年度設定される「作業日当たり標準作業量について」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出するものとする。

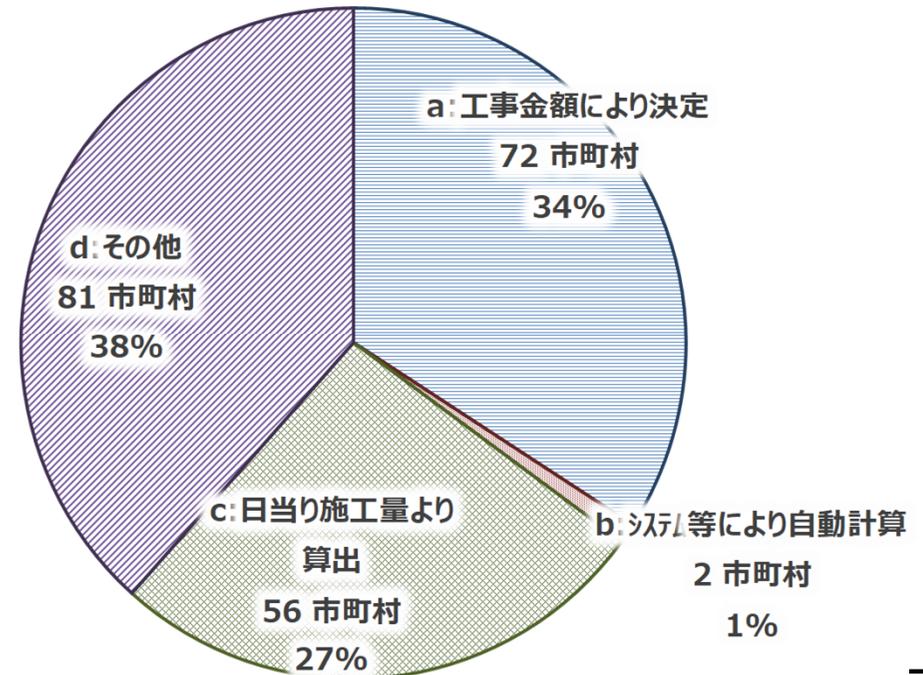
府県・政令市

	【選択式】	【自由記述欄】
	a:工事金額により決定 b:システム等により自動計算 c:日当り施工量より算出 d:その他	基準範囲外の場合の要領等を整備していない理由
福井県	d:その他	工事金額、施工量、工種等から算定
滋賀県	c:日当り施工量より算出	
京都府	c:日当り施工量より算出	・標準作業量から施工するのに必要な日数を算出する。 ・工事価格1億円以下の工事については、国交省の標準工期試算式を用いて算定
大阪府	c:日当り施工量より算出	
兵庫県	d:その他	設計額・工種・施工量等から算定
奈良県	b:システム等により自動計算	・土木工事については奈良県土木積算システムと連動させ、工程表作成支援システムと奈良県工期算定システム（国土交通省の工期設定支援システム利用）を併用 ・建築工事については一般社団法人日本建設業連合会作成の建築工事適正工期算定プログラムを参考利
和歌山県	c:日当り施工量より算出	
京都市	d:その他	積み上げにより算定
大阪市	c:日当り施工量より算出	
堺市	d:その他	日当り施工量から基準工期を算出し、雨休率、その他不稼働日、準備後片付期間を考慮して決定
神戸市	d:その他	積み上げにより算定

市町村

日当たり施工量による算出
（システムにより自動計算を含む）

56市町村(27%)R5.5 ⇒ 56市町村(27%)R5.12



R5年度取組内容

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
⇒ 全ての府県・政令市、市町村において制度を導入済。

制度の導入状況（R5.12）

府県・政令市

- 全ての府県・政令市において低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している（変更なし）。

市町村

- 全ての市町村において、低入札価格調査制度または最低制限価格制度を導入している（変更なし）。

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
最低制限価格制度のみ導入	9	14	19	23	22	28	19	134
低入札価格調査制度のみ導入済み	0	0	0	0	0	1	0	1
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	8	5	6	18	18	10	11	76
いずれの制度も導入しない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村件数	17	19	25	41	40	39	30	211

R5年度取組内容

- (2) 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進。
⇒ 府県・政令市においては最新モデルを導入済、市町村は145市町村(69%)で微増

基準価格の算定における公契連最新モデル(R5)の導入状況

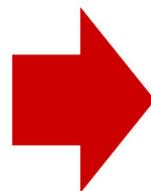
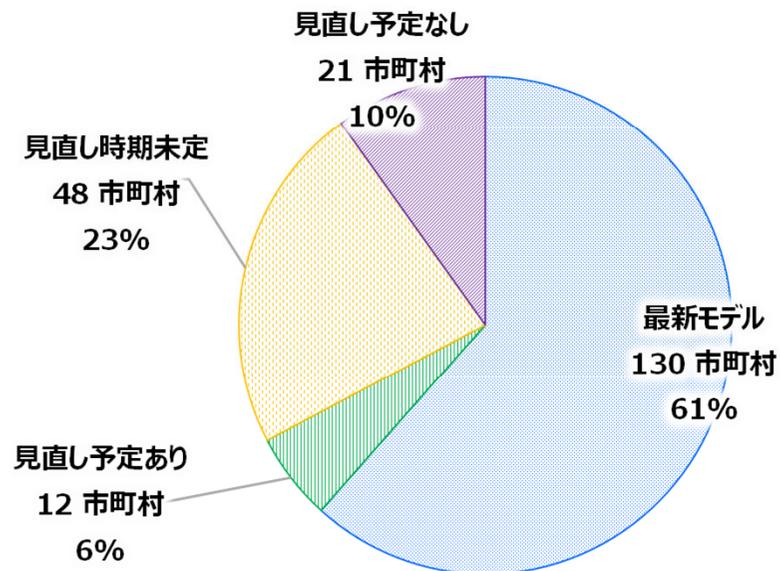
府県・政令市

- すべての府県・政令市で低入札調査基準価格の最新モデル(R4)を使用している。

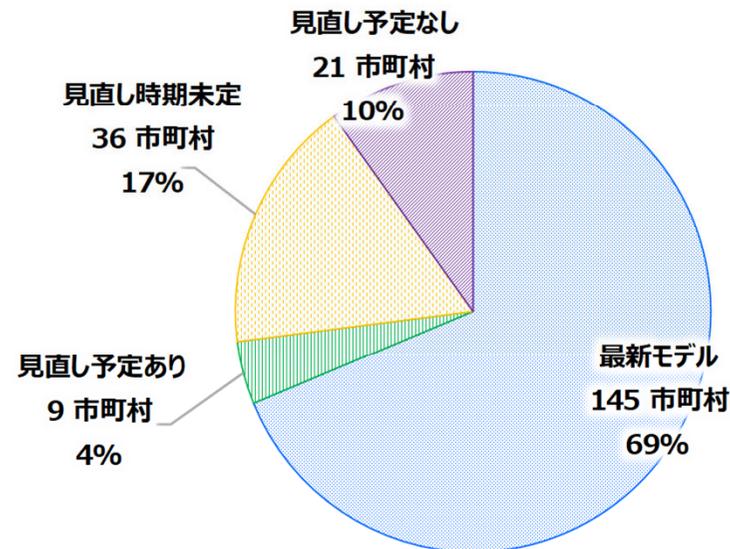
市町村

- 最新モデル(R4)を使用している
130市町村(67%)R5.5 ⇒ **145市町村(69%)R5.12**
- 旧モデル(H31以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、見直しを予定していない市町村
21市町村(10%)R5.5 ⇒ **21市町村(10%)R5.12**

令和5年5月現在



令和5年12月現在



【工事④】適切な設計変更

R5年度取組内容

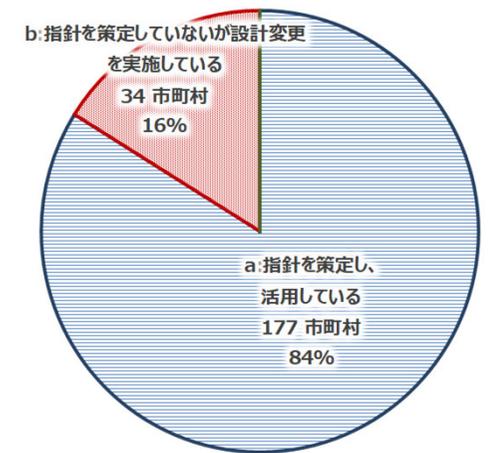
(1) 市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図られるように推進を図る。

⇒ ガイドライン策定・活用は増加傾向であるが微増。

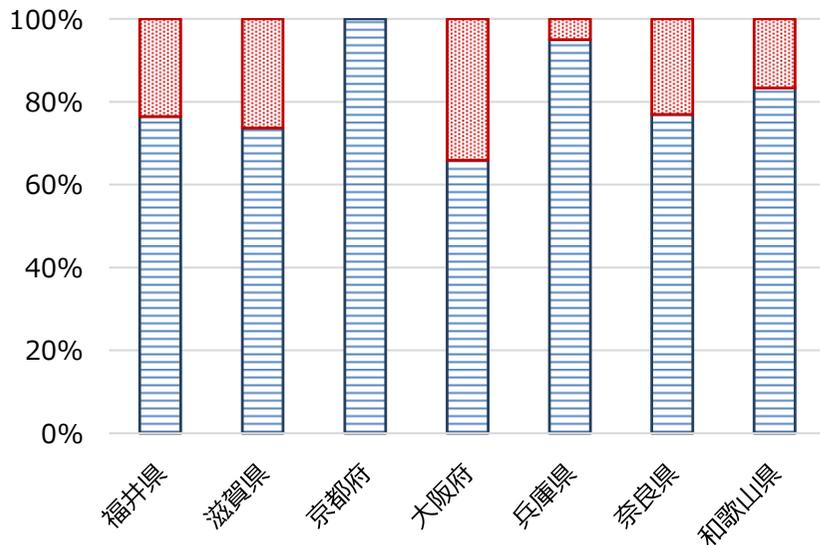
市町村

- ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
172市町村(82%)R5.5 ⇒ **177市町村(84%)R5.12**
- 策定していないが設計変更を実施
39市町村(18%)R5.5 ⇒ **34市町村(16%)R5.12**

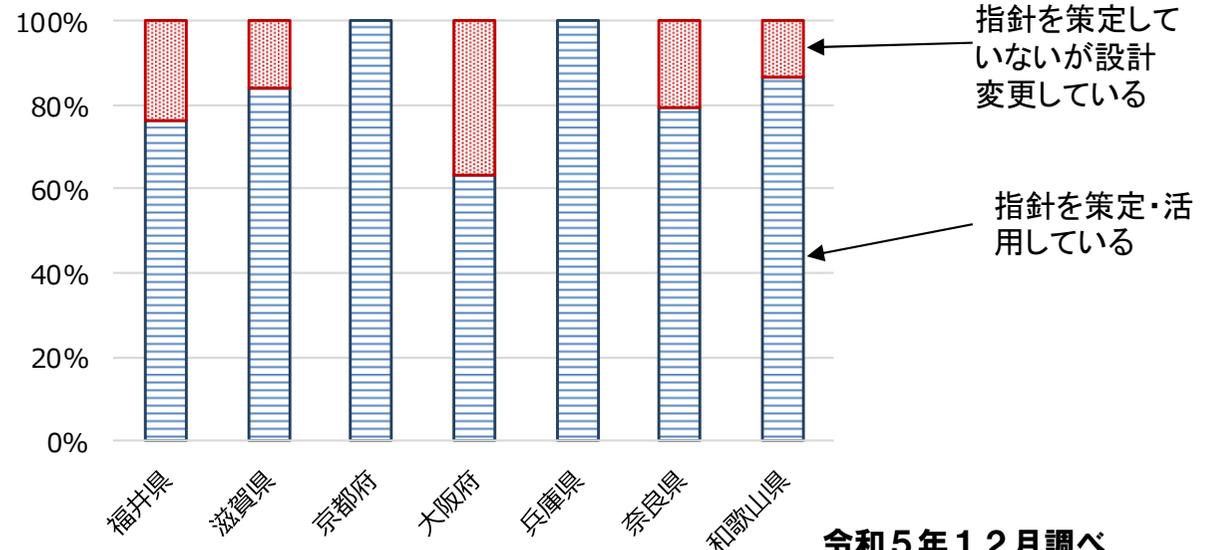
令和5年12月現在



令和5年5月現在



令和5年12月現在



■基準適用外の要領整備状況

府県
政令市

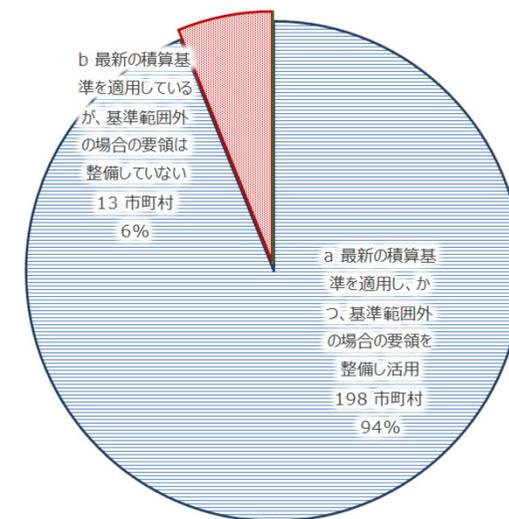
- 全ての府県・政令市で最新の積算基準を適用。
基準適用外の場合の要領も整備している(R5.5から変更なし)。

市町村

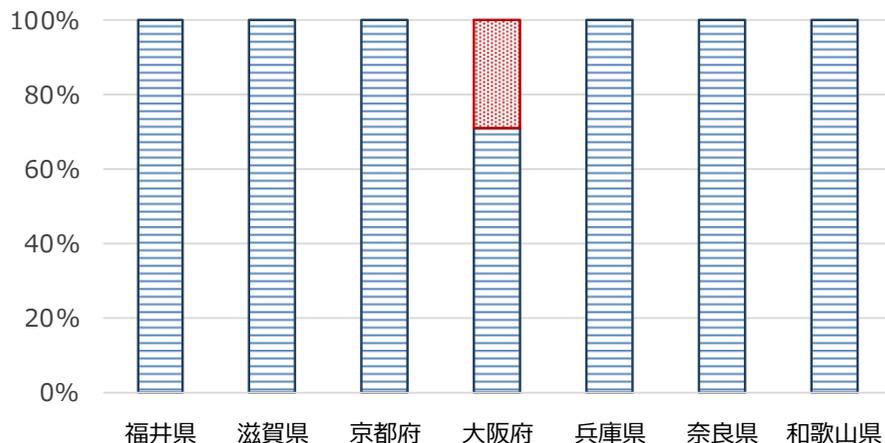
- 積算基準適用外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。

199市町村(94%)R5.5 ⇒ **198市町村(94%)R5.12**

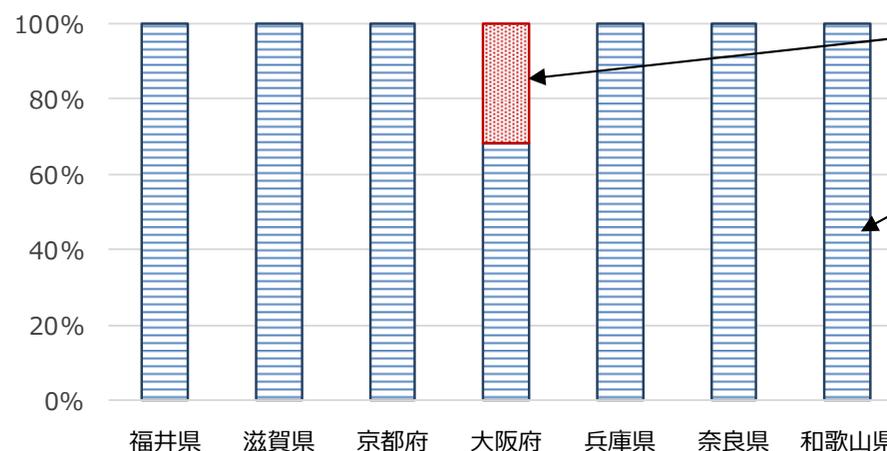
令和5年12月現在



令和5年5月現在



令和5年12月現在



最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領を整備していない

最新の積算基準を適用、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備活用

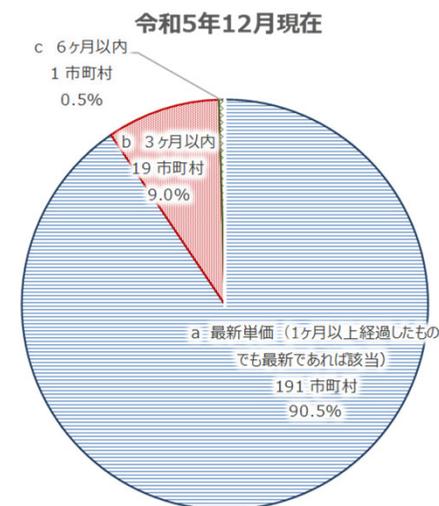
最新単価の使用状況

府県・政令市

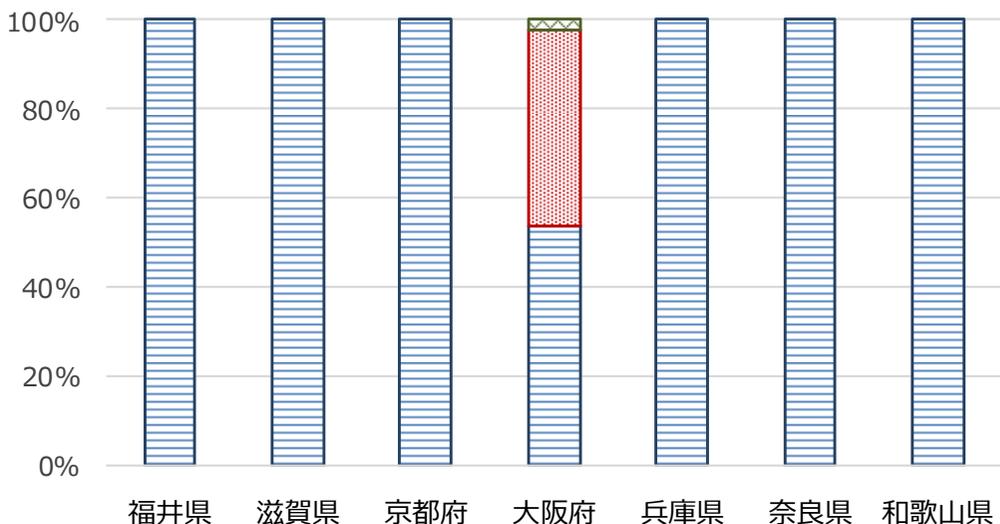
- 全ての府県・政令市において最新単価を使用している（R5.5から変更なし）。

市町村

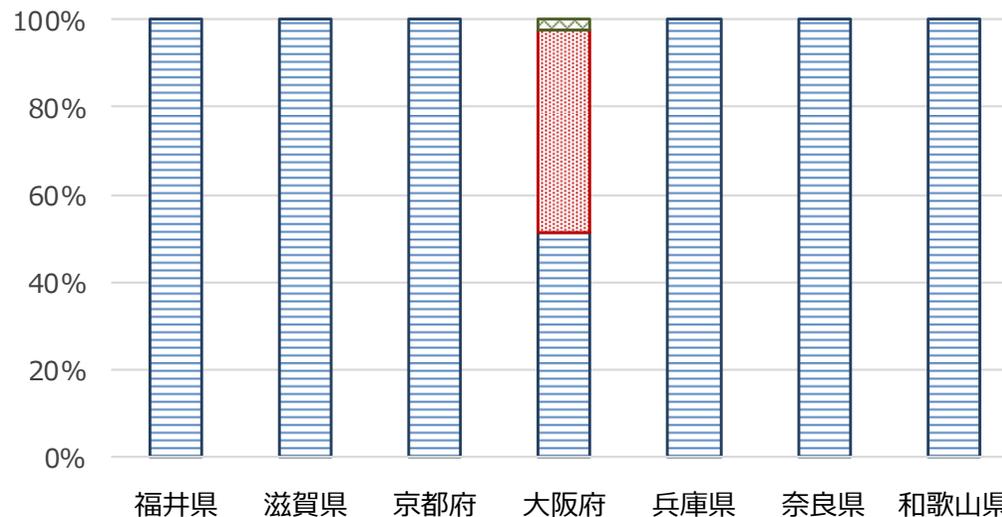
- 最新単価を使用している
192市町村(91%)R5.5 ⇒ 191市町村(91%)R5.12



令和5年5月現在



令和5年12月現在



■ a 最新単価 (1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
 ■ b 3ヶ月以内

■ c 6ヶ月以内
 ■ d 12ヶ月以内
 ■ e 12ヶ月以上

■総合評価落札方式の発注状況

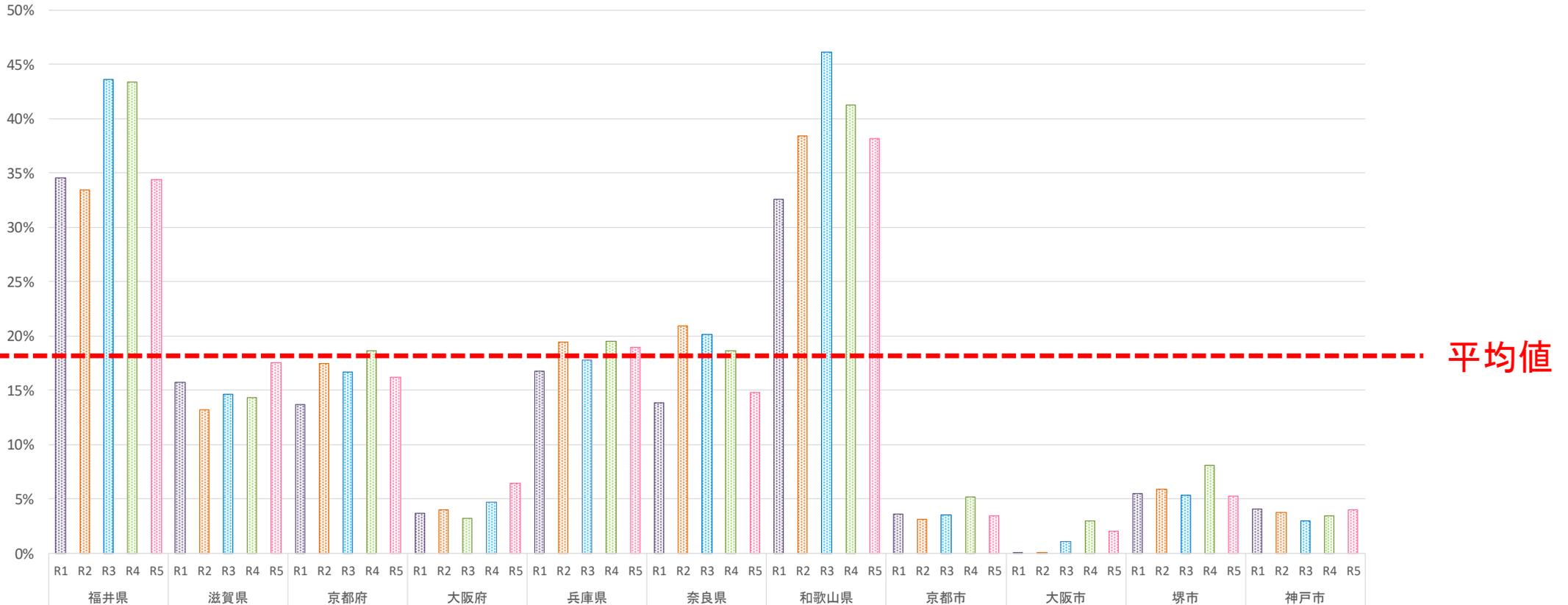
府県・政令市

総合評価落札方式の工事件数及び発注率(府県・政令市合計値)

R3年度 2,660件(21%) ⇒ R4年度 2,567件(21%)

(R4年度(12月時点) 1,990件(20%) ⇒ **R5年度(12月時点) 1,849件(18%)**)

実施率



ICT活用工事の発注状況

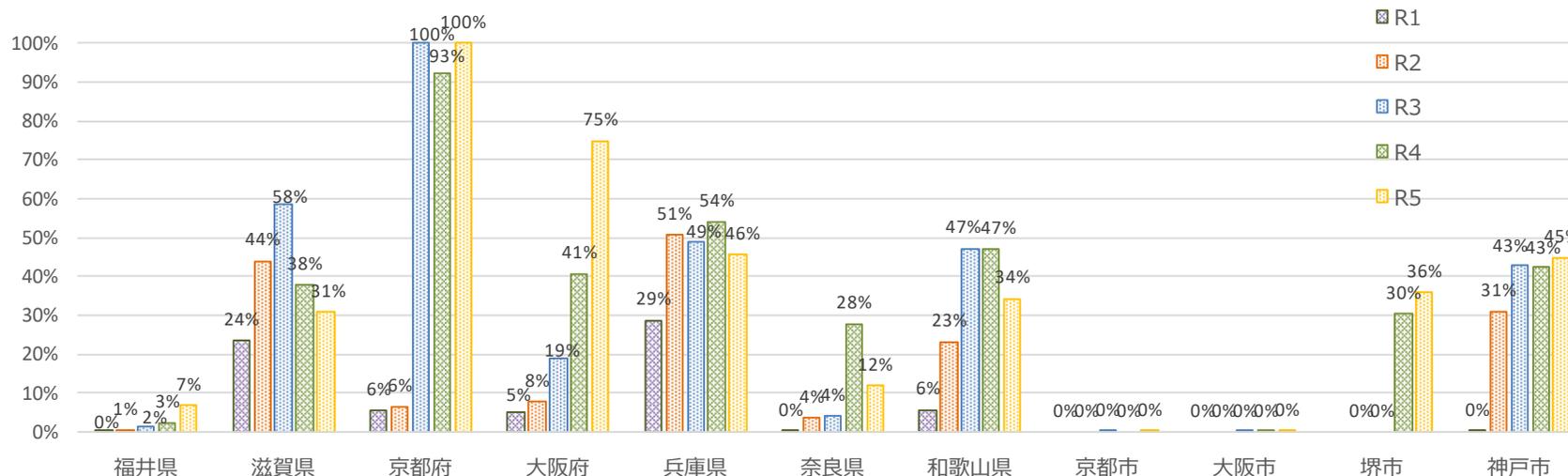
府県・政令市

ICT工事発注率(府県・政令市合計値)

R3年度 30% ⇒ R4年度 33%

(R4年度(12月時点) 29% ⇒ R5年度(12月時点) 31%

ICT活用工事 発注率

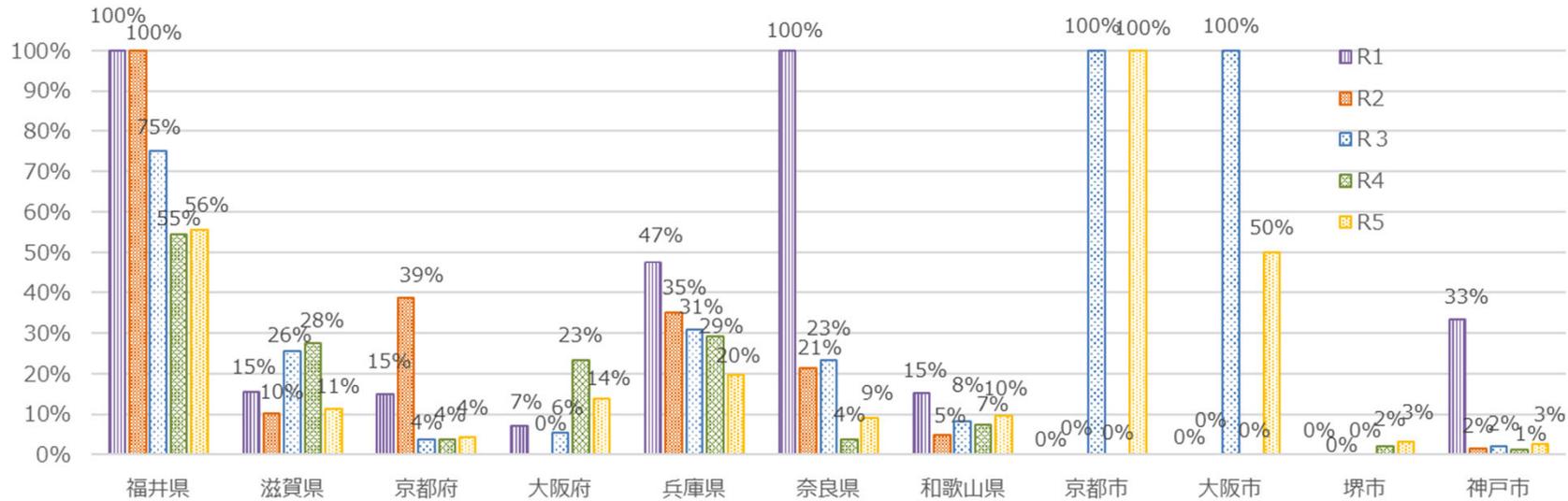


		福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市	
		指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型
R2	対象件数	0件	9件	0件	347件	0件	70件	0件	65件	106件	467件	2件	59件	0件	565件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	304件
	全体工事件数	1497件		787件		1086件		836件		1128件		1705件		2430件		565件		1599件		408件		977件	
	発注率	0.6%		44.1%		6.4%		7.8%		50.8%		3.6%		23.3%		0.0%		0.0%		0.0%		31.1%	
R3	対象件数	1件	19件	5件	320件	1件	1138件	7件	138件	77件	437件	7件	53件	11件	1020件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	364件
	全体工事件数	1231件		556件		1139件		773件		1054件		1489件		2178件		449件		1714件		411件		845件	
	発注率	1.6%		58.5%		100.0%		18.8%		48.8%		4.0%		47.3%		0.2%		0.1%		0.0%		43.1%	
R4	対象件数	4件	40件	16件	231件	1件	1025件	58件	234件	52件	377件	1件	368件	22件	793件	0件	0件	1件	0件	0件	98件	0件	312件
	全体工事件数	1759件		651件		1109件		718件		793件		1322件		1731件		233件		1557件		322件		732件	
	発注率	2.5%		37.9%		92.5%		40.7%		54.1%		27.9%		47.1%		0.0%		0.1%		30.4%		42.6%	
R5	対象件数	7件	56件	15件	170件	2件	434件	52件	464件	24件	277件	1件	76件	13件	512件	0件	1件	2件	0件	0件	96件	0件	255件
	全体工事件数	922件		599件		436件		688件		659件		649件		1528件		292件		1352件		268件		567件	
	発注率	6.8%		30.9%		100.0%		75.0%		45.7%		11.9%		34.4%		0.3%		0.1%		35.8%		45.0%	

【工事】ICTを活用した生産性向上

■府県・政令市毎のICT活用工事の実施率

ICT活用工事 **実施率**



	福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市			
	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型		
R1	対象件数	0件	6件	4件	165件	0件	60件	3件	40件	74件	196件	1件	3件	0件	118件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	
	実施件数	0件	6件	4件	22件	0件	9件	3件	0件	74件	54件	1件	3件	0件	18件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	
	型別実施率	-	100%	100%	13%	15%	100%	0%	100%	28%	100%	100%	-	15%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33%
	実施率	100.0%		15.4%		15.0%		7.0%		47.4%		100.0%		15.3%		-	-	-	-	-	-	-	-	33.3%
R2	対象件数	0件	9件	0件	347件	0件	70件	0件	65件	106件	467件	2件	59件	0件	565件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	304件	
	実施件数	0件	9件	0件	35件	0件	27件	0件	0件	106件	94件	2件	11件	0件	27件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	5件	
	型別実施率	-	100%	-	10%	-	39%	-	0%	100%	20%	100%	19%	-	5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実施率	100.0%		10.1%		38.6%		0.0%		34.9%		21%		4.8%		-	-	-	-	-	-	-	-	1.6%
R3	対象件数	1件	19件	5件	320件	1件	1138件	7件	138件	77件	437件	7件	53件	11件	1020件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	364件	
	実施件数	1件	14件	5件	78件	1件	41件	7件	1件	77件	81件	7件	7件	11件	73件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	8件	
	型別実施率	100%	74%	100%	24%	100%	4%	100%	1%	100%	19%	100%	13%	100%	7%	100%	0%	100%	0%	-	-	-	2%	
	実施率	75%		25.5%		3.7%		5.5%		30.7%		23%		8.1%		100.0%		100.0%		-	-	-	2.2%	
R4	対象件数	4件	40件	16件	231件	1件	1025件	58件	234件	52件	377件	1件	368件	22件	793件	0件	0件	1件	0件	0件	98件	0件	312件	
	実施件数	4件	20件	16件	52件	1件	38件	58件	10件	52件	73件	1件	13件	22件	39件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	4件	
	型別実施率	100%	50%	100%	23%	100%	4%	100%	4%	100%	19%	100%	4%	100%	5%	-	-	0%	-	-	2%	-	1%	
	実施率	55%		27.5%		3.8%		23.3%		29.1%		4%		7.5%		-	-	0.0%		2.0%		1.3%		
R5	対象件数	7件	56件	15件	170件	2件	434件	52件	464件	24件	277件	1件	76件	13件	512件	0件	1件	2件	0件	0件	96件	0件	255件	
	実施件数	7件	28件	15件	6件	2件	17件	52件	19件	24件	35件	1件	6件	13件	37件	0件	1件	1件	0件	0件	3件	0件	7件	
	型別実施率	100%	50%	100%	4%	100%	4%	100%	4%	100%	13%	100%	8%	100%	7%	-	100%	50%	-	-	3%	-	3%	
	実施率	55.6%		11.4%		4.4%		13.8%		19.6%		9.1%		9.5%		100.0%		50.0%		3.1%		2.7%		

【業務①】履行期間の平準化

R5年度取組内容

- (1) 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
- (2) 各発注機関において履行期間平準化のための目標を設定し、平準化を進める。
⇒ 全ての府県・政令市において繰越明許費・債務負担行為の活用および履行期間平準化のための目標設定がなされている

【府県・政令市】	・繰越明許費の活用	<u>11自治体(100%)R5.5</u>	⇒	<u>11自治体(100%)R5.12</u>
	・債務負担行為	<u>11自治体(100%)R5.5</u>	⇒	<u>11自治体(100%)R5.12</u>
	・平準化のための目標設定	<u>11自治体(100%)R5.5</u>	⇒	<u>11自治体(100%)R5.12</u>

	「発注関係事務の運用に関する指針」より抜粋				
	①繰越明許費の活用	②債務負担行為の活用	③履行期間平準化のための目標設定（第4四半期納期率）		その他（具体的に記載してください） ・目標設定が困難な理由 ・目標達成に関する懸案事項 等
			R5年度設定目標		
福井県	○	○	○	早期発注に努めるとともに、繰越制度を柔軟に活用していく。	
滋賀県	○	○	○	土木交通部発注業務の第4四半期納期率0.35	
京都府	○	○	○	業務のみの目標設定なし	
大阪府	○	○	○	第4四半期納期率0.48	
兵庫県	○	○	○	業務のみの目標設定なし	
奈良県	○	○	○	国から示された第4四半期納期率目標値0.47(R5年度)を目指す	
和歌山県	○	○	○	実工期末（完了日）3月となる件数／全体件数に目標値を設定（25%以下）	
京都市	○	○	○	早期発注に努めるとともに、債務負担行為の活用を図っていく。	
大阪市	○	○	○	R6年度を目標に第4四半期目標率0.5以下をめざす。	
堺市	○	○	○	国から示された第4四半期納期率0.48を目指す	
神戸市	○	○	○	R5年度目標値（第4四半期納期率0.45）を目指し、履行期間の平準化を推進していく。	

R5年度取組内容

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
⇒ 全ての府県・政令市で導入および活用がされている。

【取組状況】

- ・全ての府県・政令市で、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済。
- ・基準価格は、全ての府県・政令市で中央公契連最新モデル(H31)をベースに設定。

	対象地方自治体
最低制限価格制度のみ導入	福井県、京都府、兵庫県
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

令和5年12月調べ

【業務③】予定価格の適正な設定

■最新の積算基準、最新単価の適用および基準対象外の場合の要領の整備状況

【府県・政令市】

- 全ての府県・政令市で、最新の積算基準、最新の単価を適用。
- 全ての府県・政令市において、基準対象外の場合の要領を整備。

	最新の積算基準の適用状況 及び基準対象外の際		単価の更新頻度	
	対応状況 (見積り等 の活用)	基準範囲外の場合の要領等を整備していない理由	対応状況	最新単価を使用していない理由
福井県	a		a	
滋賀県	a		a	
京都府	a		a	
大阪府	a		a	
兵庫県	a		a	
奈良県	a		a	
和歌山県	a		a	
京都市	a		a	
大阪市	a		a	
堺市	a		a	
神戸市	a		a	

【業務④】適正な履行期間の設定

■工期の算定方法について

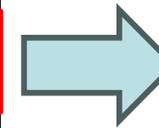
- 【府県・政令市】
- ・82%の府県・政令市において、履行期間の策定基準等により工期を設定。
 - ・その他、業務量、業務価格、過去の実績に基づき工期を設定。

	どのような方法で工期を算定されていますか	
	【プルダウン選択式】 a:工事金額により決定 b:履行期間の策定基準により決定 c:その他	【自由記述欄】 その他を選択された場合は具体的な内容
福井県	b:履行期間の策定基準により決定	
滋賀県	b:履行期間の策定基準により決定	
京都府	b:履行期間の策定基準により決定	・設計業務等標準積算基準書に基づき算出している。
大阪府	b:履行期間の策定基準により決定	
兵庫県	b:履行期間の策定基準により決定	
奈良県	c:その他	履行期間の算定基準を参考に、実績等を考慮して算定
和歌山県	b:履行期間の策定基準により決定	
京都市	b:履行期間の策定基準により決定	
大阪市	c:その他	過去の実績（業務内容）を考慮して設定
堺市	b:履行期間の策定基準により決定	
神戸市	b:履行期間の策定基準により決定	設計業務等標準積算基準書と案件ごとの条件により設定

■ガイドライン策定状況について

【府県・政令市】 ・R5.12時点：91%の府県・政令市において、設計変更ガイドライン等を策定、活用。
⇒R6.3に京都府も策定。100%の府県・政令市で策定済み。

	指標分類	設計変更ガイドラインの策定目標時期
	R5.12時点	
福井県	a	
滋賀県	a	
京都府	b	R5年以内に策定予定
大阪府	a	
兵庫県	a	
奈良県	a	
和歌山県	a	
京都市	a	工事の設計変更ガイドラインを準用
大阪市	a	工事の設計変更ガイドラインを準用
堺市	a	
神戸市	a	



【京都府】
R6.3に策定済み。

令和5年12月調べ

新・全国統一指標 令和4年度実績と令和6年度の取組について

品質確保・働き方改革のための取組目標 ～新・全国统一指標～

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新たな全国统一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

新・全国统一指標(工事)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

- ※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。
- ※週休2日の実施が困難な工事(災害復旧等)は集計から除外している。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

- ※調査対象は、国・特殊法人・都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

新・全国统一指標(測量、調査及び設計(業務))

④地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

地域独自指標

⑥工事の適切な設計変更

設計変更ガイドラインを策定・活用している市町村数の割合

- 地域平準化(工事)のR4実績値は2府県域が向上し、3県が悪化している。
- 週休2日対象工事の実施状況のR4実績値は、全府県域で向上または目標値を達成している。
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)のR4実績値は、1府県域が向上、5府県域が横ばい。

	新・全国統一指標								
	地域平準化率 (工事)			週休2日対象工事の実施状況 (工事)			低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)
近畿ブロック	0.72	0.71	0.78	0.80	0.91	1.00	—	—	—
福井県域	0.73	0.68	0.76	1.00	1.00	1.00	0.97	0.97	1.00
滋賀県域	0.65	0.65	0.74	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
京都府域	0.66	0.66	0.77	0.75	0.98	1.00	0.98	0.98	1.00
大阪府域	0.67	0.68	0.73	0.73	0.83	1.00	0.98	0.98	1.00
兵庫県域	0.75	0.75	0.82	0.87	1.00	1.00	0.96	0.96	1.00
奈良県域	0.66	0.62	0.81	1.00	1.00	1.00	0.92	0.93	1.00
和歌山県域	0.73	0.75	0.78	0.59	0.66	1.00	0.97	0.97	1.00

青字は前年度より改善した値、赤字は前年度より後退した値

- 第4四半期納期率の状況(業務)のR4実績値は、3府県域を除き低下。
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務)のR4実績値は、すべての府県で目標値を達成。
- 工事の適切な設計変更のR4実績値は、各市町村においてガイドラインの策定等が進み、すべての府県域で横ばいもしくはは向上。

	新・全国統一指標						近畿ブロック独自指標		
	第4四半期納期率の状況 (業務)			低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定状況(業務)			工事の適切な設計変更		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)
近畿ブロック	0.51	0.52	0.46	—	—	—	—	—	—
福井県域	0.41	0.45	0.46	1.00	1.00	1.00	0.63	0.76	0.90
滋賀県域	0.43	0.45	0.46	1.00	1.00	1.00	0.63	0.73	0.90
京都府域	0.48	0.46	0.43	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.92
大阪府域	0.58	0.55	0.47	1.00	1.00	1.00	0.66	0.66	0.90
兵庫県域	0.48	0.53	0.46	1.00	1.00	1.00	0.75	0.95	0.90
奈良県域	0.60	0.63	0.46	0.99	1.00	1.00	0.72	0.77	0.90
和歌山県域	0.48	0.45	0.43	1.00	1.00	1.00	0.73	0.83	0.90

青字は前年度より改善した値、赤字は前年度より後退した値

対象		新・全国統一指標				
工事	$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$					
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	目標 (R6)	取組項目(継続) ・(さ)債務負担行為の活用 ・(し)柔軟な工期設定 ・(す)速やかな繰越手続き ・(せ)積算の前倒し ・(そ)早期執行(特に第1四半期)のための目標設定
	近畿ブロック	0.68	0.72	0.71	0.78	
	福井県域	0.68	0.73	0.68	0.76	
	滋賀県域	0.61	0.65	0.65	0.74	
	京都府域	0.68	0.66	0.66	0.77	
	大阪府域	0.63	0.67	0.68	0.73	
	兵庫県域	0.70	0.75	0.75	0.82	
	奈良県域	0.59	0.66	0.62	0.81	
	和歌山県域	0.67	0.73	0.75	0.78	
調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村						

R6年度取組内容(案)

1. 府県・政令市においては平準化の先進事例「し・す」のさらなる活用を、市町村においては、「さ・し・す・せ・そ」全てを積極的に活用し、(R6)目標を達成するよう、地域平準化を進める。
2. 取組状況について適時アンケートを行い、進捗の確認・共有を行う。

対象		新・全国統一指標				
工事	週休2日対象工事の実施状況＝ $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$					
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	目標(R6)	取組項目(継続) ・週休2日対象工事の発注率 ・基準書等に基づく工期設定 ・公告時に施工条件を提示
	近畿ブロック	0.76	0.80	0.91	1.0	
	福井県域	1.00	1.00	1.00	1.0	
	滋賀県域	1.00	1.00	1.00	1.0	
	京都府域	0.52	0.75	0.98	1.0	
	大阪府域	0.78	0.73	0.83	1.0	
	兵庫県域	0.98	0.87	1.00	1.0	
	奈良県域	1.00	1.00	1.00	1.0	
	和歌山県域	0.31	0.59	0.66	1.0	

調査対象機関
 ○: 国等
 ○: 都道府県
 ○: 政令市
 -: 市町村

R6年度取組内容(案)

- 3府県域(京都府域・大阪府域・和歌山県域)においては、(R6)目標を達成するよう、週休2日対象工事の発注率拡大に向けた取組を行う。
- 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

対象		新・全国統一指標			
工事	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$			
	地域	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	目標(R6)	取組項目(継続) ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(R4)の使用
	近畿ブロック	—	—	—	
	福井県域	0.97	0.97	1.0	
	滋賀県域	1.00	1.00	1.0	
	京都府域	0.98	0.98	1.0	
	大阪府域	0.98	0.98	1.0	
	兵庫県域	0.96	0.96	1.0	
	奈良県域	0.92	0.93	1.0	
和歌山県域	0.97	0.97	1.0		
調査対象機関 —:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村					

R6年度取組内容(案)

1. 滋賀県域以外の府県域においては、(R6)目標を達成するよう、すべての工事発注への適用を徹底する。
2. 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進する。
3. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗確認・共有を行う。

対象		新・全国統一指標				
業務	第4四半期納期率(件数) = $\frac{\text{(第4四半期[1~3月]に完成する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$					
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	目標(R6)	取組項目(新規) ・繰越明許費の活用 ・債務負担行為の活用 ・履行期間平準化のための 目標設定
	近畿ブロック	0.50	0.51	0.52	0.46	
	福井県域	0.37	0.41	0.45	0.46	
	滋賀県域	0.47	0.43	0.45	0.46	
	京都府域	0.46	0.48	0.46	0.43	
	大阪府域	0.56	0.58	0.55	0.47	
	兵庫県域	0.44	0.48	0.53	0.46	
	奈良県域	0.56	0.60	0.63	0.46	
和歌山県域	0.45	0.48	0.45	0.43		
調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市町村						

R6年度取組内容(案)

1. 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
2. すべての府県域において(R6)目標を達成するよう、履行期間平準化のための具体的目標を設定し、平準化を進める。
3. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

対象		新・全国統一指標			
業務	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の業務発注件数)}}$			
	地域	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	目標(R6)	取組項目(新規) ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(R4)の使用 調査対象機関 ー: 国等 ○: 都道府県 ○: 政令市 ー: 市町村
	近畿ブロック	ー	ー	ー	
	福井県域	1.00	1.00	1.0	
	滋賀県域	1.00	1.00	1.0	
	京都府域	1.00	1.00	1.0	
	大阪府域	1.00	1.00	1.0	
	兵庫県域	1.00	1.00	1.0	
	奈良県域	0.99	1.00	1.0	
和歌山県域	1.00	1.00	1.0		

R6年度取組内容(案)

- すべての府県域で(R6)目標を達成しているので、引き続き適切な取組を徹底する。
- 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

対象	近畿独自指標					
工事	設計変更ガイドライン策定・活用率		策定率 = $\frac{\text{(設計変更ガイドラインを策定・活用している府県域内の市町村)}}{\text{(府県域内の市町村数)}}$			
	地域	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	目標(R6)	取組項目(継続) ・設計変更ガイドラインの策定目標時期 調査対象機関 ー: 国等 ー: 都道府県 ー: 政令市 ○: 市町村
	近畿ブロック	—	—	—	—	
	福井県域	0.53	0.63	0.76	0.90	
	滋賀県域	0.63	0.63	0.73	0.90	
	京都府域	1.00	1.00	1.00	0.92	
	大阪府域	0.56	0.63	0.66	0.90	
	兵庫県域	0.68	0.75	0.95	0.90	
	奈良県域	0.72	0.72	0.77	0.90	
和歌山県域	0.67	0.73	0.83	0.90		

R6年度取組内容(案)

1. 京都府域、兵庫県域以外の府県域においては、(R6)目標を達成するよう、地域発注者協議会において具体的な取組目標を定め、推進を図る。
2. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

新・全国統一指標における 各発注機関のR6年度の取組について

地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値: 0.89

取組内容:

- (1) 発注計画作成段階において、平準化率を満足できるように管理を行う。
 - ・第1四半期の工事稼働率を増やす必要があり、年度途中からの平準化率の改善は困難であることから、発注計画段階での平準化率を満足することが重要。
 - ・近畿地方整備局では、本年1月～2月に発注ロットヒアリングを行うなど、事務所単位での平準化率の管理を実施。
- (2) 発注の遅延等に対しては、極力、翌債を活用するように取り組む。
 - ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1) 発注機関目標値: 1.00

取組内容:

- (1) 維持工事を除くすべての工事に法定休日、所定休日を現場閉所とする週休2日工事。
- (2) 大規模工事については、法定休日・所定休日及び祝祭日を現場閉所とする週休2日工事。
- (3) 維持工事や工期に制約のある災害復旧工事、連続施工せざるを得ない工事においては、現場閉所での休日確保が難しく週休2日が浸透しにくい実態があることから、技術者及び技能労働者が交代しながら休日確保に取組み種、週休2日交代制モデル工事を活用する。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値: 0.35

取組内容:

- (1) 早期発注や国債を活用した計画的な発注により、業務サイクルを見直す。
 - ・国債を活用した年度末発注の手続軽減とあわせ、年度当初発注案件の前倒しにより、年度末の履行期限を分散するような業務サイクルへの見直しを実施中。
- (2) 発注の遅延等に対しては、極力、翌債を活用するように取り組む。
 - ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

その他取組

(1) 市町村キャラバンの実施

- 令和5年度に引き続き市町村キャラバンを実施する。
- 各府県1市町村以上(希望があればそれ以上)実施する。

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: **0.82**

取組内容:

債務負担行為の積極的な活用、速やかな繰越手続きに努め、さらに年度末にかけての発注については原則、工期の余裕期間制度(フレックス方式)を適用するなど施工時期の平準化に努めていく。

(2)市町村の目標値: **0.75**

取組内容:

福井県発注者協議会等を通じ、平準化の取り組みに関する情報提供を行い、平準化に向けた取り組みを推進してもらうよう呼びかけていく。

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1)発注機関目標値: **1.00**

取組内容:

緊急性の高い工事等を除く原則すべての工事を発注者指定による週休2日工事として発注している。さらに毎週土日に現場を閉所する「完全週休2日」を推進しており、令和4年度完成工事においては、週休2日工事のうち6割が「完全週休2日」を達成している。

引き続き、発注者指定による週休2日に取り組む。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値: **0.46**

取組内容:

工事同様、速やかな繰越手続き及び債務負担行為の活用により平準化に努める。

その他取組

平準化、週休2日の推進だけでなく、ダンピング対策として最低制限価格の設定、設計変更ガイドラインの策定について福井県地域発注者協議会において呼びかけを行っている。

週休2日とともに建設業における労働環境改善として、就業環境等事業補助金制度により支援を行っている。

<就業環境等事業補助金制度(上限①~③10万円、④50万円)>

①就業環境改善コース(例:女性トイレ、空調付き作業服 等)

②技術・技能者育成コース(資格取得への支援)

③DX化促進コース(例 発注支援ソフト 等)

④ICT関連機器等整備コース(ドローン、ソフトウェア 等)

福井県競争入札参加資格者の建設事業者の方へ

就業環境改善、資格取得、DX、ICTを推進する企業を応援します! 補助対象経費(補助率1/2以内)

<働き方改革へ補助【補助上限10万円】>

①就業環境改善コース
 ・就業環境改善に必要な設備の整備経費
 ・身体的負担軽減を図るための備品の購入経費
 (例: 女性トイレ等の整備、空調付き作業服、パワースーツ、作業場用大型扇風機・ドライミスト、遮光チョッキ、遮光ネット、電熱ベスト、電熱ウェア、フェイスシールド等)

②技術・技能者育成コース
 ・従事者の資格取得において、建設事業者が負担した経費
 (主任技術者または監理技術者になりえる資格が対象)
 ※資格取得者のベースアップを就業規則に明記することが条件

③DX化促進コース
 ・事務的負担軽減を図るための備品の購入経費
 (例: 発注支援ソフト等)

<生産性向上へ補助【補助上限50万円】>

④ICT関連機器等整備コース
 ・ICT関連機器等導入経費
 (ドローン、3Dレーザースキャナー、ソフトウェア等)

※補助対象経費はお気軽にご相談ください。
 ※①、②、③はいずれか1コースの申請となります。

<補助対象者>
 すべての要件を満たす者
 ・福井県競争入札参加資格者名簿掲載者
 ・福井県内に主たる営業所を有する者

<申込方法>
 一般社団法人 福井県建設業協会に事業計画書を送付してください。
 提出期限は、**令和6年12月31日(木)** 必着
 詳しくはこちら→ [福井県 就業環境等改善事業](#) 検索
 <問合せ先>
 一般社団法人 福井県建設業協会 TEL 0776-24-1184

地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値: **0.74**

取組内容:

引き続き、発注機関毎に目標(R6平準化率)を達成出来る発注計画を作成し管理を行う。また、積極的な債務負担行為や余裕期間制度の活用、積算の前倒し等を図る。

(2) 市町村の目標値: **0.74**

取組内容:

余裕期間制度の活用、積算の前倒し、発注見通しの公表など、工事の施工条件に照らして各市町で実施できる取組を積極的に行う。

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1) 発注機関目標値: **1.00**

取組内容:

土木工事については、R2.5月以降、全ての工事(災害復旧工事等を除く)を「発注者指定方式」で発注し、週休2日に取り組んだ。土木以外の営繕工事等については、引き続き、総合評価による評価等を行い、週休2日の取組を推進する。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値: 0.46

取組内容:

引き続き、R6年度に発注する業務を対象に、発注機関毎に目標(R6納期率)を達成出来る発注計画を作成、進行管理を行う。また、積極的な債務負担行為や余裕期間制度の活用、積算の前倒し等を図る。

その他取組

・県内市町の平準化や設計変更ガイドラインの策定等を推進するため、滋賀県県発注者協議会や滋賀県発注者協議会分科会において滋賀県の取組を情報提供し、市町の取組の一層の促進を図る。

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: 0.77

取組内容:新担い手三法を踏まえ、令和元年7月に京都府公契約大綱を改正し、施工時期を平準化する取組を明記し、9月議会において繰越予算の上程を行うなど、平準化に取り組んでいる。令和4年度からは、経済対策補正予算を12月議会に前倒して上程し、年度当初の工事閑散期における工事量の確保に努めている。以上に加え、引き続き、繰越予算及び債務負担行為を活用し、施工時期の平準化に努める。

(2)市町村の目標値: 0.77

取組内容:公契連や発注者協議会を通じて、京都府の繰越予算及び債務負担行為の活用事例や平準化の目標値など、平準化の取組に関する情報提供を行う。

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1)発注機関目標値: 1.00

取組内容:引き続き、適切な工期を確保するとともに、これまで対象外としていた現場閉所が困難な工事(工期の制約を大きく受ける河川工事、災害復旧工事、維持管理工事等)を対象とする交替制モデルの要領策定など、労働環境の改善等を推進していく。

(2)市町村の目標値: 1.00

取組内容:京都府の取組内容を府発注者協議会や、京都府の新たな取組実施時の情報提供等、意識を変えられるよう情報発信していく。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値: 0.43

取組内容:

地域平準化率(工事)と同様、繰越予算及び債務負担行為を活用し、納期の平準化に努める。

その他取組

第4四半期納期率(業務)については、工事同様、繰越予算及び債務負担行為を活用して、平準化に努める。

地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値: 0.73

取組内容:

「債務負担行為の活用」

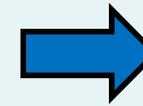
⇒ 予算要求段階(前年度)から計画的に実施

「積算の前倒し」

⇒ 工事・業務の1か月前倒しを幹部会議で働きかけるとともに業務積算の前年度実施を促進

「余裕期間制度の導入」

⇒ 「大阪府都市整備部「工事における余裕期間制度」実施要領」を制定(令和6年4月～)



各種取組を
組み合わせ、
平準化を推進

(2) 市町村の目標値: 0.72

取組内容:

「大阪府地域発注者協議会等での情報提供」

⇒ 市町村の関係部局に出席を依頼し、協議会を開催。設定目標、大阪府の取組み、市町村の好事例等を情報提供し、市町村の取組みを一層促進。

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1) 発注機関目標値: 1.00

取組内容:

「大阪府4週8休実施要領」に代わり、令和6年4月より「大阪府都市整備部「週休2日工事」実施要領」を制定し、完全週休2日の達成時に加点評価する「完全週休2日制工事」の形式を設けるなどより一層の働き方改革を推進。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値: 0.47

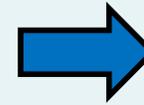
取組内容:

「債務負担行為の活用」

⇒ 予算要求段階(前年度)から計画的に実施

「積算の前倒し」

⇒ 工事・業務の1か月前倒しを幹部会議で働きかけるとともに業務積算の前年度実施を促進



各種取組を
組み合わせ、
平準化を推進

その他取組

大阪府地域発注者協議会等において、平準化や週休2日以外の取組みについても、各指標に取り組む必要性や大阪府等の取組み等を市町村に情報提供し、市町村の取組みを一層促進。さらに、市町村の各種要領整備が一層進むよう、府独自に提供している読替規定の活用について、引き続き周知する。

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: 0.82

取組内容:

引き続き、債務負担行為の活用、余裕期間制度の活用、積算の前倒し、早期執行のための目標設定に努める。

(2)市町村の目標値: 0.81

取組内容:

兵庫県地域発注者協議会技術分科会を開催し、目標達成に向け、市町への働きかけを行う。

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1)発注機関目標値: 1.00

取組内容:

○対象工事

原則、全ての土木請負工事※を発注者指定型により発注

※災害復旧工事等は対象外

○内容

現場稼働中の工期における全ての土・日曜を閉所(月2日を上限に、土日を平日に振替可)

(2)市町村の目標値: -

取組内容:

週休2日制度の導入に向け、兵庫県地域発注者協議会などで市町への働きかけを行う。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値: **0.44**

取組内容:

引き続き、適切な履行期間の確保や業務の履行時期の平準化に取り組む。

- ① 明許繰越費用の活用
- ② 債務負担行為の活用
- ③ 履行期間平準化のための目標設定(工事を含めて上半期の発注率が70%) 等

地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値：0.81

取組内容：下記に留意しつつ、発注計画を策定し、それを元に進捗管理を行う。

- ・ 施工規模の大きいもの（設計金額5000万円以上）は、上半期契約を基本としつつ、債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定を行い、発注時期のバランスに配慮する。
- ・ 施工規模の小さいもの（設計金額5000万円未満）は、債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定を行い、年度末工期設定の集中を避ける。
- ・ 平準化率の見込みを試算し、目標値に届かない場合は、計画を見直すなどの管理を行う。
- ・ 例年よりも早い12月議会での繰越承認手続きを行い、平準化並びに適正な工期を確保。

(2) 市町村の目標値：0.81

取組内容：奈良県地域発注者協議会や県下の市町村が集まる他の会議等を通じて、各市町村へ平準化率目標値や取組事例の周知や情報交換に努める。

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1) 発注機関目標値：1.00

取組内容：R2年4月以降公告から、県土マネジメント部発注の土木工事について試行対象を拡大金額や工期の制限をなくし、全ての工事（災害復旧工事等は除く）を試行対象とする
→土木工事では目標値を達成

R3年6月以降公告から、土木の試行対象工事については、当初から4週8休で計上
→実施率の向上（R4年度実績99%）

R5年9月以降公告から、県土マネジメント部発注の全ての営繕工事（緊急工事等は除く）を対象に試行を開始

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)発注機関目標値: 0.46

取組内容:

第4四半期納期率(業務)については、工事と同様、債務負担行為の活用や12月議会での速やかな繰越承認等により、履行期間の平準化に努める。

その他取組

(1)設計変更ガイドラインの策定・活用の推進 市町村目標値:0.90

取組内容:

目標達成にむけ、設計変更ガイドラインを検討中の市町村に対して説明を行い働きかけをする。

地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値: 0.87

取組内容:

- ・補正予算の早期発注が第一四半期の工事稼働件数の向上に繋がるため、令和5年度補正予算において想定額で12月議会に上程し年度内契約を推進
- ・工事管理システムにおいて、平準化率の算出を可能にして見える化を実施しており、県独自の目標値を設定し取組を推進

(2) 市町村の目標値: 0.78

取組内容:

- ・平準化のための「さ・し・す・せ・そ」について、地域発注者協議会の取り組み目標として設定
- ・令和5年度は担当課長と意見交換を実施し、その後、個別に相談できるきっかけ作りにもなったため、引き続き、令和6年度も取り組む予定

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1) 発注機関目標値: 1.00

取組内容:

- ・原則全ての工事を発注者指定型として発注
- ・実施状況を注視するとともに、今後示される実施方針に応じて対応を検討

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値: **0.43**

取組内容:

- ・工事管理システムにおいて、納期率の算出を可能にして見える化を実施しており、県独自の目標値を設定し取組を推進
- ・引き続き、委託業務においても、早期発注と適切な工程管理、速やかな繰越措置、債務負担行為の活用を通じて取組を推進

その他取組

○生産性向上のためのICT活用工事の普及拡大

- ・ICT活用対象工事を拡大
- ・ICT施工に精通した専門家の派遣(ICT活用工事アドバイザー制度)を継続

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: 0.77

取組内容:

ア 積算の前倒し

- 設計・積算の前倒しによる早期発注の励行
- 特に、大型土木工事は、工事担当と契約担当の部署と発注スケジュールを調整して、早期発注の取組を推進
- R5補正の工事の一部は、議決後、速やかに入札公告を行い、R5年度内に契約

イ 債務負担行為の活用

- 出水期の施工が制限される河川や橋りょうの工事をはじめ、工期が12箇月未満の工事においても、債務負担行為を活用

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1)発注機関目標値: 1.00

取組内容:

- 令和4年度から原則、全ての工事を「週休2日工事」の対象とし、「発注者指定方式」の対象工事を拡大
- 令和6年度からは全ての工事を「発注者指定方式」とし、「週休2日工事」の定着を図る。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値: 0.43

取組内容:

ア 積算の前倒し

- 設計・積算の前倒しによる早期発注の励行

- R5補正の業務の一部は、議決後、速やかに入札公告を行い、R5年度内に契約

イ 債務負担行為の活用

- 無電柱化工事や橋りょうの工事の設計業務委託において、債務負担行為を活用

その他取組: ICT活用工事について

- 令和5年度に「ICT活用工事試行要領」を策定し、令和6年度から拡大を図る。

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: 0.8

取組内容:

引き続き、債務負担行為(ゼロ債務を含む。)の活用、余裕期間制度の活用、設計・積算の前倒しの推進に取組む。

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1)発注機関目標値: 1.00

取組内容:

週休2日対象工事全件を発注者指定方式で発注する。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値:

4月～12月に履行期限を迎える業務の件数 50%以上

1月～3月に履行期限を迎える業務の件数 50%以下

取組内容:

引き続き、債務負担行為(ゼロ債務を含む。)の活用、工事も含めた一連の発注計画のスケジュール管理に取り組む。

その他取組

地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: 0.75

取組内容:

- ・12ヶ月未満の工期の工事における債務負担行為の活用、設計・積算の前倒しによる速やかな発注手続き、「地域平準化率」の職員向けの研修への取り入れについては引き続き取り組みます。
- ・発注者指定方式による余裕期間制度を活用した工事を発注します。
- ・「概算数量発注方式」や「簡易DB方式」について、令和5年度に拡大した対象工事についても発注する予定です。

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1)発注機関目標値: 1.00

取組内容:

- ・令和6年度に災害復旧工事等の対象外工事を除くすべての工事において、週休2日工事を発注者指定方式で発注します。
- ・上記発注に対応した要領を策定、施行をします。
- ・上記発注に伴う工事費の増額、工事成績の評定方法の変更などについて、庁内の調整を行います。
- ・職員向けに研修を行って、週休2日工事の意識の定着を図っています。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値: **0.47**

取組内容:

- ・履行期間が1年未満の業務においても、債務負担行為を活用します。
- ・工事の地域平準化率と同様に、職員向けの研修に「第4四半期納期率」についても取り入れ、目標値と直近の実績値を掲げて、意識向上を図っています。

その他取組

今後も適正な工期設定を行うため、週休2日工事の実施以外についても取り組めます。

取組内容:

- ・本市の積算基準に工期設定の方法を掲載し、公開することによって、透明性を図っています。
- ・職員向けに工期設定についての研修を行い、根拠法令である品確法への意識向上や、工期算定に関する考え方の統一化を図っています。

地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値: 0.82

【取組内容】

本市で定めている工事・業務の平準化のための以下6つの方策に基づき、引き続き発注部署毎に平準化に取り組むとともに、新たに定めた目標の達成に向けて6方策のさらなる推進が図られるよう、文書や会議を通じて発注部署へ啓発を行う。

- | | |
|--------------|----------------|
| ①公共工事の業務量の確保 | ②債務負担行為の積極的な活用 |
| ③繰越明許の前倒し | ④発注計画の策定と進捗管理 |
| ⑤設計・積算の年度前倒し | ⑥柔軟な工期の設定 |

週休2日対象工事の実施状況(工事)

(1) 発注機関目標値: 1.00

【取組内容】

- 発注時の適切な工期設定、受注者の休日取得計画・実績の確認を徹底する。
- 週休2日補正の対象外としている通年維持工事等について、週休2日交代制の導入について、国や他都市の動向を踏まえて検討する。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1) 発注機関目標値: 0.45

R4年度第4四半期納期率がR3年度実績より低下しており、部署毎など細かく状況を整理して関係者で意見交換しながら、目標達成に向け引き続き取り組みを推進していく。

週休2日対象工事の実施状況

(1) 令和6年度 発注機関目標値： 実施困難工事を除き、全ての工事を発注者指定方式とする

取組内容

○ 経緯：

H30. 7	<p><u>週休2日を導入</u>（受注者希望方式のみ導入）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象工事は、全ての条件に合致する土木工事のみ対象
R1. 7	<p><u>発注者指定方式を追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象工事は、全ての条件に合致する土木工事のみ対象
R3. 10	<p><u>対象工事を変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての工事を対象とし、原則、発注者指定方式とする（※を除く）
R5. 10	<p><u>既契約の週休2日適用外の工事に対し、意向確認を実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象工事は、週休2日適用外で、工期末がR6.4を超える工事（※を除く） 確認内容・・・残工事に対し、週休2日適用の意向の有無 確認結果・・・93件中、82件が週休2日適用に移行

- (※)
- 以下のいずれかに該当する場合、発注者指定工事の対象としない場合がある。
 - ① 災害復旧工事等
 - ② 現場施工が1週間に満たない工事

○ 令和5年度 of 取組状況 (R6.1月末時点)： 入札公告済み 89件
 (週休2日対象工事=83件、 週休2日実施困難工事=6件)

業界からの要望



近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



令和5年度業団体との意見交換会における自治体等への要望

日本建設業連合会

- 適正な工期設定と条件明示
- 工事現場における完全週休二日の実現（統一土曜閉所の取組の拡大など）
- 建築工事における設計図書の適正化等（入札時積算数量書活用方式の採用など）
- 取組の横展開と現場への徹底、広報の強化

日本道路建設業協会

- 舗装施工管理技術者資格（1級、2級）の活用（総合評価における配置予定技術者の能力評価の適用）

日本橋梁建設協会

- 時間外労働の上限規制の適用、週休二日制の達成（適切な工事期間、その工事期間に見合った工事費の設定など）

プレストレスト・コンクリート建設業協会

- 総労働時間の削減（発注者指定型土日閉所の発注推進など）

府県建設業協会

（滋賀県）

- 運用指針の徹底ならびに適正価格での受注について（処遇の改善、運用指針の周知徹底など）

（兵庫県）

- 時間外労働の罰則付き上限規制について（現場の状況に応じた柔軟な工期対応など）

- 発注関係事務の運用に関する指針の徹底

- 市町に対する要請・指導（下記の是正）

予定価格の事前公表、最低制限価格算定式の公表、前払限度額の設定撤廃・中間前払い金制度の導入

（京都府）

- 入札契約制度の改善について（建設DXの推進など）

令和5年度業団体との意見交換会における自治体への要望

1. 日本建設業連合会

働き方改革と担い手の確保（待ったなしの時間外労働削減に向けて）

(1) 適正な工期設定と条件明示

①適正な工期設定と条件明示

1) 工期が短すぎた現場が、国で約4割、高速道路会社や自治体で約5割、機構・事業団では約7割に上っている。直轄工事に加え、地方公共団体を含む全ての発注工事において、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日の確保等を考慮されたい。

(2) 工事現場における完全週休二日の実現

①土日現場閉所による完全週休二日

1) 建設業の担い手（技術者・技能労働者）を確保し、時間外労働の上限規制を遵守するためには、土日閉所を基本とした週休二日の実現は不可欠である。国土交通省直轄工事（道路・河川）では、土日閉所を基本とした4週8閉所が58%と他の発注機関に比べ進んでいるが、今後、既契約を含む全ての工事で土日閉所による週休2日制工事の導入を基本とされたい。また、整備局以外の発注機関においても、統一土曜閉所の取組みの拡大等を通じ、週休2日制工事の導入を拡大されたい。

(3) 地方公共団体発注の建築工事における設計図書の適正化等

地方公共団体等が発注する建築工事において、設計図書の完成度が低いまま発注され、施工段階で施工者に余分なコスト・工期が発生している課題について、昨年度の意見交換会を踏まえ、国土交通省（官庁営繕部）が講じた改善策につき、本省及び各地方整備局等で、その普及の取組み等をお願いしたい。また、国土交通省の営繕工事における働き方改革の取組みが広く公共建築工事に展開されるよう、自治体等への助言、支援をお願いしたい。具体的には、適正な工期設定、週休二日促進工事の実施、ICTの活用、生産性向上技術の活用などの働き方改革の取組みの推進、および営繕積算方式による予定価格の適正な設定、入札時積算数量書活用方式の採用を推進されたい。

(4) 取組みの横展開と現場への徹底、広報の強化

社会の要請に適切に対応しつつ、担い手確保に向け新4Kの魅力溢れる業界を目指す取組み、2024年4月に迫った時間外労働時間の上限規制への対応、社会資本整備の着実な推進とその重要性の発信（広報）を重点方針としている。意見交換会での議論を踏まえ、まずは公共工事諸課題の解決を図り、その取組みを民間工事にも波及させることが重要である。自治体も参加するブロック別の各種連絡会議を通じて国交省以外の発注機関へ国の取組みの横展開を図るとともに、現場への徹底を推進さ

りたい。また、担い手確保や働き方改革の取組みに関する社会の理解促進と建設業の魅力発信のための現場見学会の活発化など、受発注者協働による取組みをお願いしたい。

2. 日本道路建設業協会

(1) 舗装施工管理技術者資格（1級、2級）の活用

舗装施工管理技術者資格（1級、2級）を総合評価落札方式の配置予定技術者の能力評価の対象としていただいているが、都道府県、地方主要都市等においても活用していただくように、国からも働きかけをお願いします。

※舗装施工管理技術者制度：平成6年創設、7年から実施。25年間に1級・2級併せて約7万5千人が合格し、現在約5万人が舗装施工管理技術者として登録。

3. 橋建協

①時間外労働の上限規制の適用、週休二日制の達成

- ・協会内では、完全週休二日・残業時間削減に向けた取組みに対して、かなり進んできている状況
- ・残業時間削減、休暇取得の推進を定着させ週休二日を含めた4週8休を推進するためには、作業時間に応じた工程が必要となる。
- ・発注時の短工期設定、受注後指示による工期短縮は働き方改革に逆行
- ・高速道路会社工事では、直轄工事に比べ検査等資料の削減が不十分

◇確実な実施のため、案件の実情に則した適切な工事期間、その工事期間に見合った工事費の設定を要望

◇高速道路会社、地方公共団体への指導を要望

4. PC建協

1. 働き方改革の推進（総労働時間の削減と技能労働者の処遇改善）

(1) 総労働時間の削減

週休2日の完全実施を実現するため、発注者指定型の土日閉所による完全週休2日制モデル工事の発注推進をお願いします。また、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、各管内のブロック発注者協議会などの場において、完全週休2日制モデル工事の発注への取組みの周知をお願いします。

5. 滋賀県建設業協会

1. 運用指針の徹底ならびに適正価格での受注について

建設業においては、週休2日の取得、時間外労働の削減等長時間労働の是正、男女

がともに働きやすい職場の環境整備、デジタル化による生産性向上など、働き方改革の推進に取り組むとともに、現場の技術者、技能者の処遇改善を図ることは大変重要であります。

つきましては、建設業が健全で安定した経営が続けられ、担い手を確保・育成するとともに地域社会に貢献できるようすべての発注者に対し、運用指針を周知徹底していただきたい。

6. 兵庫県建設業協会

(1) 時間外労働の罰則付き上限規制について

来年4月に建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます。

各企業はその制度に適合するために懸命の努力をしておりますが、現状では完全に全ての従業員（主に工事現場において）が適合できるかどうか不安なところも少なくありません。

当初工期、変更工期において現場の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。

また、DXを推進して生産性向上を図ることは重要ですが、全企業において短期間に大きな効果が出せる状況ではありません。

余裕のある工期を設定することは、必然的に工期が長期間になることに繋がり、各企業においては一定期間に施工できる工事本数が少なくなります。

一つ一つの工事で十分な利益を上げていかなければ経営に影響が出ますので、十分利益の出る予定価格、設計変更価格の設定をお願いします。

また、自治体及び特に全ての民間発注者への一層の指導をお願いします。

(2) 発注関係事務の運用に関する指針の徹底

担い手の中長期的な確保・育成のための適正利潤が確保できる予定価格の設定、ダンプینگ受注の防止、計画的な発注、適正な工期設定、適切な設計変更など公共調達を巡る様々な課題の解決に向けて、担い手三法に基づく建設産業行政が全ての発注機関、特に市町で確実に実施されるよう働き掛けの強化をお願いします。

(3) 市町に対する要請・指導

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保のため、兵庫県と一体となって、次の市町に対し強く是正を要請されるようお願いします。

- ① 予定価格を事前公表している市町
- ② 最低制限価格等の算定式を公表していない市町
- ③ 前払限度額を設定している市町及び中間前払金制度を導入していない市町

7. 京都府建設業協会

【1】入札契約制度の改善について

1. 建設インフラDX推進のための投資に見合う費用の確保について

平成28年に始まったi-Constructionは建設DXを発展し、我々施工業者も生産性向上の切り札として取り組んでまいりました。

技術の発展は目覚ましいものがあり、新技術を取り入れていくメリットや必要性は理解しますが、実際の施工は機材やそれを動かすデータを準備する必要があり、中小建設企業にとって投資は厳しいものがあります。

国土交通省におかれては、今年度から発注工事はBIM/CIMを原則適用する等、先駆的にDXを推進いただいておりますが、われわれ中小建設企業が投資に見合う費用を回収していくためには、多くの工事を発注いただく必要があります。

また、裾野まで建設DXを広げるためには、国をはじめ府県や市町村においても、建設DXの必要性やメリットをしっかりと捉えていただき、たくさんの工事を発注しいていただきたい。そうすれば小規模工事でもICT適用工事が広がってまいりますので、さらなる工事の発注をお願いします。

近畿地方整備局営繕部からの情報提供

国土交通省 近畿地方整備局
営繕部 技術・評価課
令和6年4月

1. 働き方改革の取り組みについて
2. 官公庁施設の環境負荷軽減について
＜ZEB化、木材利用の促進＞
3. 防災に強い官公庁施設について
＜技術基準について、ガイドライン＞

「社整審答申」官公庁施設※整備における発注者のあり方について

※答申本文では、「公共建築工事」としている

概要（答申「官公庁施設整備における発注者のあり方について」）

公共建築工事において

「1. 発注者の役割」を明確にし、

「2. その役割を果たすための方策」

を提言

- (背景) ○ 品確法等の改正（発注者責務の規定）
○ 基礎ぐい工事問題（民間工事指針の策定）
- (現状と課題) ○ 国、地方公共団体の発注者の体制は多様（市町村3割で技術者ゼロ）
○ 発注者の業務内容は変化（建物の用途変更・複合化等の要請）
○ 一方で、公共建築工事において、発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況

1. 発注者の役割

A：企画・予算措置を行う事業部局との連携（「技術的な助言等」）

B：公共建築工事の発注・実施（「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」）

公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となつて行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映 企画・予算措置を行う事業部局との連携
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い（事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施）	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し（施設管理者、利用者、近隣住民等）、求められる諸条件も多種多様	<ul style="list-style-type: none"> 様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ 最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定 民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

民間建築工事との対比

公共土木工事との対比

2. 発注者の役割を果たすための方策（国土交通省の取組）

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
- 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

⇒ それぞれの公共建築工事の適切な実施に資する

1-1. 営繕事業における働き方改革の主な取組（令和6年度）

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等

- 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む）
 - ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」
 - ・「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」の活用
 - ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」
- 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認）
- 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定

週休2日の推進

- 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定
- 「月単位の週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事
- 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）

施工時期等の平準化

- 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散
 - ・債務負担行為の積極的活用
 - ・余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等

- 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定
 - ・実勢価格や現場実態の的確な反映
 - ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定
- 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

生産性向上

ICTの積極的な活用等

- 生産性向上技術の活用
 - ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR(発注者情報要件)の適用(新営設計・工事)、BIMデータを活用した積算業務の試行)
 - ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等
- 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進

書類の効率化

- 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供
- 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化
- 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定

関係者間調整の円滑化

- 設計業務の発注における設計条件の明示
- 適切な設計図書への作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等）
- 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記）
- 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン(土会連合会)」、BIMの活用）
- 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

1-2. 営繕工事における週休2日促進工事について

- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- これまでの「通期の週休2日」の取組における達成状況及び時間外労働の上限規制の適用開始を踏まえ、**令和6年度より、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進**する。

- ・通期の週休2日：対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
- ・月単位の週休2日：対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
(対象期間・・・工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間等を除く))

発注方式

- ① 発注者指定方式 … 発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式
- ② 受注者希望方式 … 受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式
(いずれの方式も通期の週休2日は必須)

労務費の補正

- ・ 現場閉所の状況に応じた労務費の補正係数を設定
- ・ 予定価格の作成に当たっては、月単位の週休2日を前提として労務費を補正※1
- ・ 現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日又は通期の週休2日に満たない場合は、補正分を減額変更

※1 予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費を補正する。なお、共通仮設費・現場管理費は工期に応じて算出する。

現場閉所(※2)の状況	補正係数
月単位の週休2日	1.04
通期の週休2日	1.02

※2 現場閉所
分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態(現場休息)とする。

工事関係者の対応

- ・ 現場閉所の確認(受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。)
- ・ モニタリング(受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。)
- ・ 工事成績評定(従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。
明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。)

1-3. 『営繕積算方式』活用マニュアル【概要版】について

- 「営繕積算方式」は、「公共建築工事積算基準」等と、その運用にかかる各種取組をパッケージ化したもの（官庁営繕事業における積算手法）
- 「適正な予定価格の設定」等の品確法における発注者責務の適切な実施や円滑な施工確保の一層の推進に向け、「営繕積算方式」をわかりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成
- 本【概要版】は同マニュアルの要点を掲載
（詳細は『営繕積算方式』活用マニュアルを参照 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html）

『営繕積算方式』活用マニュアル

「公共建築工事積算基準」等

積算基準の体系、工事費の構成、各単価の算定方法、共通費の算定方法

基準の運用にかかる各種取組

- 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定
最新単価の採用、少量・僅少施工での単価補正、「見積活用方式」、現場実態を反映した共通費の算定、工期に連動した共通費の算定 等
- 適切な設計変更、適切な数量算出
「入札時積算数量書活用方式」、スライド条項の適切な運用、営繕工事積算チェックマニュアルの活用 等
- 新たな課題への対応
熱中症対策、週休2日の促進

品確法

「適正な利潤の確保」のための「適正な予定価格の設定」等、発注者責務の明確化

円滑施工確保 (不調不落対策)

災害時等の社会経済情勢が大きく変化した際には特に留意が必要

1-4. 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化(概要)

- 令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、**営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要**がある。
- そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に**営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※1の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理**。

※1:発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う



営繕事業の各段階(設計段階、施工段階)において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組む

【設計段階】

(1) 設計条件の明示

- ◇諸条件の整理と適用基準
- ◇敷地や周辺の状況

(2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み

- ◇設計業務プロセス管理
- ◇図面の整合性

- ◇設計段階における施工条件の確認
- ◇指定仮設の確認

【施工段階】

(1) 余裕期間の設定

- ◇制度を活用した発注

(2) 遅滞ない設計意図伝達※2等

- ◇設定された期限の遵守を契約図書に明記
- ◇ワンデーレスポンス(工事受注者と監督職員間)

(3) 納まり等の調整※3の効率化

- ◇納まり等の調整用図面作成の効率化
- ◇BIMの活用促進

(4) 情報共有や検討等の迅速化

- ◇関係者が一堂に会する会議の早期開催
- ◇情報共有システムの活用促進
- ◇遠隔臨場の活用促進

(5) 設計図書の変更への対応

- ◇必要となる場合の設計図書の変更
- ◇設計変更ガイドライン(案)の参照

※2:施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等
 ※3:工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

2-1. 官庁施設の環境負荷低減について

目的

○地球温暖化対策の推進

- ・脱炭素社会の実現
- ・環境負荷の少ない社会の構築

背景となる法令等

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（H10,R3改正）
- ・建築物のエネルギー消費性能に関する法律（H27,R1改正）
- ・雨水の利用の促進に関する法律（H26）

概要

○2050年カーボンニュートラルに向けた取組

- ・ZEB化の取組：「2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となること」※を目指し、取組を実施。
 - ✓今後予定の新築については原則 ZEB Oriented相当以上
 - ✓先進事例のノウハウをまとめた事例集等を作成し共有
 - ✓官庁施設整備に適用する基準類の見直し
 - ※政府実行計画（令和3年10月閣議決定）
 - ※ZEB Oriented：30～40%の省エネ等を図った建築物
 - ZEB Ready：50%以上の省エネ等を図った建築物

○「政府実行計画」に基づく技術的支援

- ・政府実行計画に基づく各府省庁の取組について、各省各庁における効果的な取組に関する情報の提供などの技術的支援を行う。

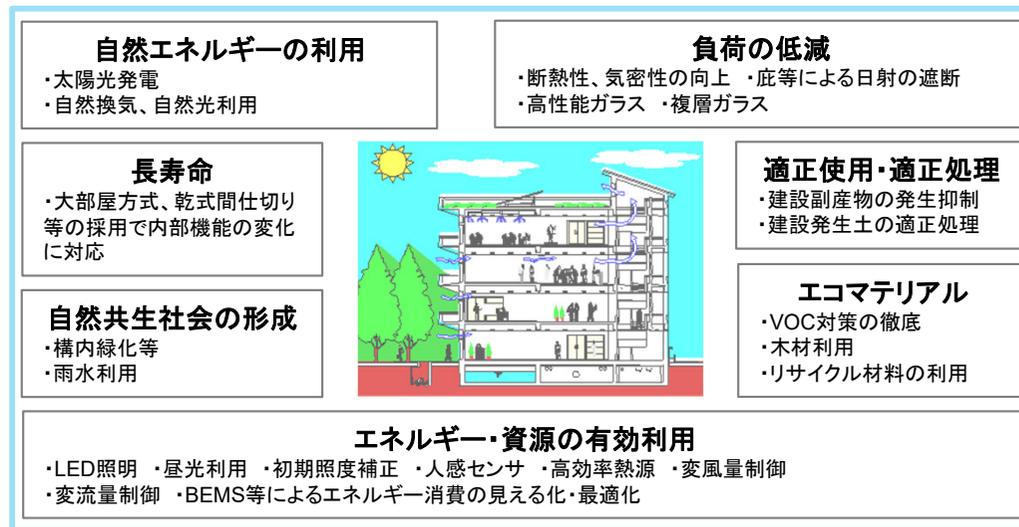
○技術基準の整備

○PDCAサイクルの取組み

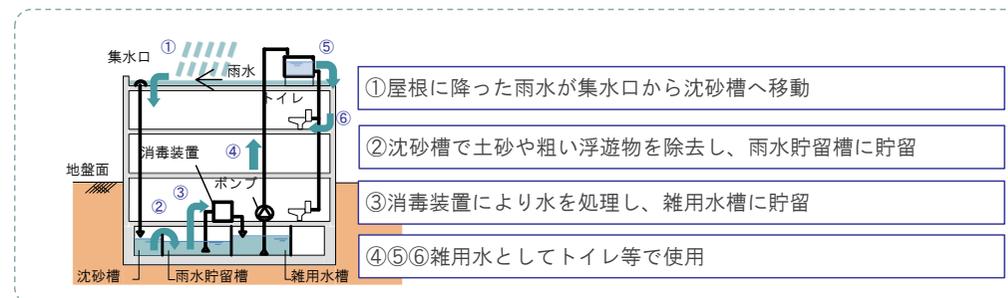
- ・環境対策の継続的な推進のため、毎年度、前年度の取組状況の点検に基づき「環境対策項目」を設定・公表。また、取組状況を「官庁営繕環境報告書」として毎年度公表。

○雨水利用の推進

- ・「雨水の利用の促進に関する法律」に基づき、官庁施設における雨水利用施設の導入を推進



環境に配慮した官庁施設の整備（イメージ図）



雨水利用施設（イメージ図）

2-2. 官庁施設のZEB化推進

官庁施設の計画・設計に適用する「官庁施設の環境保全性基準」を改定し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能として政府実行計画に基づき、新築する場合は、**原則、ZEB Oriented相当以上とすることを規定。**(本基準は、令和4年4月1日から適用。)

改定内容：官庁施設の環境保全性基準

旧

300㎡以上
低炭素基準 (BEI ≤ 0.9) を満足

300㎡未満
省エネ基準 (BEI ≤ 1.0) を満足



新

ZEB Oriented相当以上

事務所等、学校等、工場等
BEI(※) ≤ 0.6

上記以外
BEI(※) ≤ 0.7

※再生可能エネルギーによる削減量を含めない。

【参考】 先行事例のノウハウをまとめた「**公共建築物(庁舎)におけるZEB事例集**」を作成。

- ・地方公共団体4施設、国1施設の事例
- ・採用方針、採用された技術の詳細、一次エネルギー消費量計算結果
- ・技術についての解説や留意事項

を掲載。

2-3. 官庁施設の木材利用の促進

○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）
公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を促進

官庁営繕部における取組

- ・ 官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）
- ・ 直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- **木造計画・設計基準**
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 官庁施設における木造耐火建築物の整備指針
- 公共建築物における木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

人材の育成

- 木材利用推進研修（国土交通大学校）

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

○ 木造化



○ 内装等の木質化



各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

2-4. 木造計画・設計基準及び同資料(令和6年改定)について

- 「都市（まち）の木造化推進法」の改正※¹を受けて新たに決定された基本方針において、国が整備する公共建築物は中層以上の建築物等も含め、原則木造化を図ることとされた※²
- 木造化を図る公共建築物の範囲の拡大を受け、「木造計画・設計基準及び同資料」を改定し、中層以上の建築物の木造化にも対応するなど内容を拡充

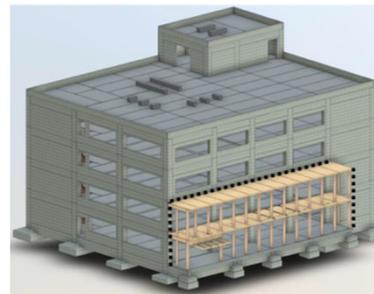
※¹ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年制定）が令和3年に改正され、法律名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。通称：都市（まち）の木造化推進法）となった。

※² 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）において、これまで「積極的に木造化を促進する公共建築物」に含まれていなかった耐火建築物とすること等が求められる建築物や中層以上の建築物も含め、国が整備する公共建築物は原則として全て木造化を図るものとされた。

改定の主なポイント

○中層以上の建築物の木造化にも対応した合理的な設計手法等を追加

- 防耐火規定や混構造に関する記載・図表を拡充
- 屋根・外壁・床・接合部など、各建築部位の設計に関する記載を拡充



掲載図の例（混構造）

○「計画」の章を新設し、計画段階での考慮事項を規定

- 木の良さを実感できる機会の提供、コスト・技術面で合理的な手法を検討しつつ、木造化を検討
- 施設の立地や特性等に応じた対火災、対水害、耐久性等の性能の確保
- 木材調達の実情等を踏まえた適切な施設整備期間の確保

章構成

1. 総則
 - 1.1 目的
 - 1.2 適用範囲 他
2. 計画
 - 2.1 基本事項
 - 2.2 基本的性能等に関する留意事項
 - 2.3 施設整備期間に関する留意事項
3. 建築設計
 - 3.1 基本事項
 - 3.2 木造建築計画（防耐火、耐久性 他）
 - 3.3 内装等の木質化
 - 3.4 各建築部位の構法、仕上げ
4. 建築構造設計
5. 建築設備設計

3-1. 官庁施設の防災機能の強化等（技術基準の整備）

技術基準の整備状況

○**国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（告示）の改正**

対応すべき災害に津波が含まれることを明確化（H25.3）

○**官庁施設の基本的性能基準の改定**

対津波に関する性能に関する規定を新たに追加（H25.3）

対浸水に関する性能に関する内容の見直し（R2.3）

○**官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の改定**

津波対策に関する内容を追加（H25.3）

○**建築構造設計基準の改定 及び 建築構造設計基準の資料の改定**

対津波に関する具体的な検討方法の追加（R3.3）

○**官庁施設の津波防災診断指針の改定 及び**

官庁施設の津波防災診断指針に係る参考資料の改定

津波対策の必要性の有無を確認する標準的方法を示した指針
施設管理者がより適正に運用しやすくなるよう改定（R2.3）



東日本大震災における津波による被害



官庁施設の被災状況調査

近畿地方整備局営繕部では、公共建築における設計・工事の発注、各段階のマネジメント業務、老朽化対策、官庁営繕に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるための窓口を設置しています。

窓口部署	電話番号	対象地域
営繕部 計画課	TEL 06-6942-1141 (代) : 計画課長 (内線5151) : 計画課長補佐 (内線5153)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
営繕部 保全指導・監督室	TEL 06-6942-1141 (代)	大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く。)、兵庫県、和歌山県
京都営繕事務所	TEL 075-752-0505	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)



近畿地方整備局からの情報提供



改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行 ⇒ 時間外労働規制を見直し
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	≪同左≫ <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>罰則:雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金</p> </div>
36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示:強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	≪労働基準法改正により法定:罰則付き≫ (1)・原則、 月45時間 かつ 年360時間 (月平均30時間)・・・第36条第4項 ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間 (月平均60時間)・・・第36条第5項 ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a.2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)・・・第36条第6項第3号 b. 単月100時間未満 (休日労働を含む)・・・第36条第6項第2号 c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限・・・第36条第5項 (2)建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用・・・第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)② a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 <div style="text-align: right;">・・・第139条第1項</div>

※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

近畿地方整備局管内の現場一斉閉所の取組

建設業の更なる『働き方改革』を推進するため、令和5年4月より「建設現場一斉閉所」を近畿地方整備局、近畿管内の府県・政令市で実施中。
令和6年6月より毎月第2・第4土曜日を一齐に休みとすることを提案します。

近畿地方整備局管内で実施

建設業のさらなる働き改革推進のため

建設現場一斉閉所

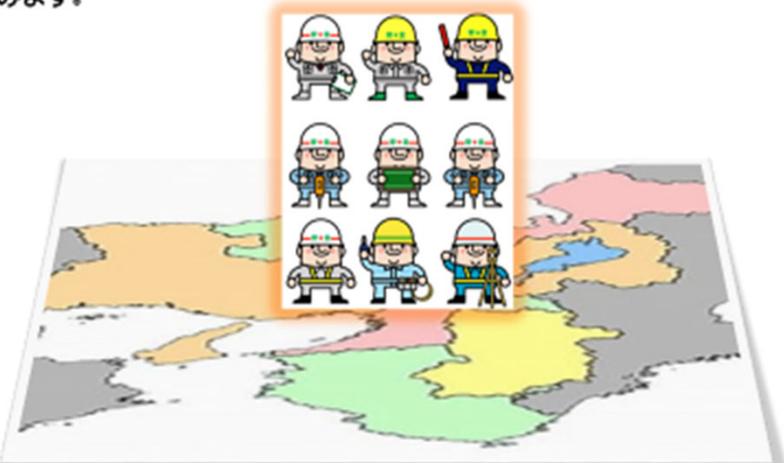
※ 災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除きます。

令和5年4月より

毎月第2土曜日

近畿地方整備局管内の
公共工事を一齐にお休みします

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やしより働きやすい環境をつくるため、取り組みます。



近畿地方整備局管内(近畿地方整備局、府県、政令市)で実施

建設業のさらなる働き改革推進のため

案 建設現場一斉閉所

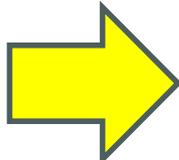
※ 災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除きます。

令和6年6月より

毎月第2・第4土曜日

近畿地方整備局管内の
公共工事を一齐にお休みします

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やしより働きやすい環境をつくるため、取り組みます。

市町村においても現場一斉閉所の取組が始まっています。

京田辺市の現場一斉閉所の取組



The screenshot shows the official website of Kyoto-Nabeshi City. At the top, there is a navigation bar with the city logo and name, along with utility links for site maps, audio playback, text size adjustment, and language selection. Below this is a main menu with categories like Home, City Profile, Public Facilities, etc. The main content area features a grid of service categories, with 'Construction' (建設) highlighted. A specific article titled '建設現場一斉閉所の取組について（毎月第2土曜日実施）' is displayed, dated April 12, 2023. The article text explains that starting in April 2024, construction sites will be closed on the second Saturday of each month to support labor regulations. It lists the target works, implementation dates (second Saturdays from May 2023 onwards), and the reporting procedure for contractors.

京田辺市
KYOTANABE CITY、便利で入来やん！京田辺！

サイトマップ 音声読み上げ 文字サイズ 標準 拡大 Foreign Languages 検索

ホーム 市のプロフィール 公共施設 各課の窓口 事業者の方へ

暮らし・環境 健康・福祉 文化・教育 観光・産業 市政・まちづくり

現在位置 ホーム ▶ 事業者の方へ ▶ 入札・契約情報 ▶ 建設事業

あしあと

建設現場一斉閉所の取組について（毎月第2土曜日実施）

[2023年4月12日] ID:19130 ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [シェア](#) [ツイート](#)

概要

令和6年4月の時間外労働規制の建設業への適用に向け、公共工事における週休2日の実現の更なる促進に向け、国土交通省や京都府に準拠し、建設工事現場において一斉閉所の取組を実施します。

対象工事

原則すべての工事が対象です。

（ただし、災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等は除きます。）

実施日

令和5年5月以降の毎月第2土曜日

取組方法

- 特記仕様書に対象工事である旨を記載。
- 毎月第2土曜日の現場閉所状況について、履行報告書により受注者から報告を受けることとする。
- 現場閉所を行えない場合においても、成績評定で減点は行わない。

国土交通省ホームページ資料

[（参考）建設現場一斉閉所の取組について（報道資料）](#)

現場一斉閉所取組結果 (R5.10.14)

直轄

		近畿地方整備局								
		福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	三重県	合計
10月	対象工事	116	47	86	53	148	61	103	22	636
	実施工事	102	44	83	50	145	54	100	21	599
	実施率	88%	94%	97%	94%	98%	89%	97%	95%	94%

府県政令市

		福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	堺市	神戸市
10月	対象工事	563	438	473	316	443	321	892	296	489	148	349
	実施工事	501	397	431	255	420	293	774	245	489	113	341
	実施率	89.0%	90.6%	91.1%	80.7%	94.8%	91.3%	86.8%	82.8%	100.0%	76.4%	97.7%

対象工事: 災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事を除く10/14に工期を跨ぐ全ての工事件数(営繕を含む)

実施工事: 対象工事のうち、10/14に現場閉所を実施した工事件数。

【対象外となる工事の例】

- ①被災に伴う災害対応(災害復旧工事等)。
- ②道路維持工事等の通年での保守や点検を行う工事。
- ③工期が短い工事(250万円以下の工事を想定)。
- ④公共機関等、平日に工事を行うことが困難であり、土日祝日等しか施工できない現場。
- ⑤交通量が多い等の制約があり、夜間しか施工できない現場。

- 現場一斉閉所の取り組みは今年度も継続実施。
- 市町村へ取り組みを広げていきたいと考えているので、府県毎地域発注者協議会等で呼びかけていただきたい。

- 発注者協議会を通じ、週休2日の推進や発注時期の平準化等に関して『新・全国統一指標』を設定し、取組を推進しているが、市町村の取組が進まないのが課題。
- 今回、市町村（府県当たり1市町村を選定）を直接訪問し、市町村が抱える課題等を把握・共有のうえ、国および府県より支援を行い、取組の推進を図ることを目的として『市町村キャラバン』を実施（府県も同席）。

新・全国統一指標（工事）

- ①地域平準化率（施工時期の平準化）
- ②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

新・全国統一指標（測量、調査及び設計（業務）

- ④地域平準化率（履行期限の分散）
- ⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）



R5.10.19 彦根市長説明状況

市町村キャラバン対象市町村（R5年度）

府県	対象市	実施日
福井県	あわら市	11月21日
滋賀県	彦根市	10月19日
京都府	木津川市	10月4日
兵庫県	朝来市	11月14日
奈良県	奈良市	11月15日
和歌山県	田辺市	10月6日

※ 大阪府茨木市 R4年度（R5.3.29）に実施済み

市町村キャラバン対象市町村（R6年度予定）

府県	対象市	実施日
福井県	福井市	今後調整
滋賀県	草津市	
京都府	福知山市	
大阪府	池田市	
兵庫県	淡路市	
奈良県	橿原市	
和歌山県	紀の川市	

フォローアップアンケート結果

平準化	市長や財政部局に対し、建設業を取り巻く情勢からも、平準化や週休2日体制への取組の重要性について理解が深められた。
	平準化の取組については、一般会計では、財政状況が好転した段階で取組を加速するものとし、当面の間の取組として、企業会計において債務負担行為を利用しながら平準化率の目標に近づけるよう努力する。
	施工時期の平準化に向けた取組について、市長には一定理解してもらえた。
週休2日	週休2日確保について、隣接市と協議開始。
	週休2日の取組については、令和6年度から段階的に進めていきたいと考えている。
	週休2日制工事の実施に向けた検討を始めた。
	週休2日制度について、来年度実施に向けて検討を始めた。
	週休2日制についての検討を開始した。
その他	国発注工事の検査臨場の参加依頼を受ける機会が得られた。
	建設業を取り巻く情勢について、市長の理解が得られた。
	近畿地方整備局、県の取組や制度の現状等を聞いて参考になった。

- 令和6年度も引き続き、市町村長へのキャラバンを行います。
- 今年度中に府県を通じて対象市町村を調整させていただきます。

【近畿地整】さらなる工事書類の簡素化等に向けて

業団体から、令和6年4月に迫った、「時間外労働の上限規制」の建設業への適用に向け、**書類作成にかかる負荷軽減**を強く要望されている

これまでの取組

工事書類の簡素化等を目的に、「**土木工事書類作成マニュアル(案)**」を令和元年11月に改訂し、各事務所・出張所に対し課題の共有とマニュアルの周知徹底を実施

令和4年9月に直轄工事受注者へ**フォローアップ調査(アンケート・ヒアリング)**を実施
(フォローアップ調査の結果(技術者の声))

- ・ 添付資料が多い
- ・ 発注者が作成すべき資料を受注者が作成している

受発注者間における資料等作成の役割分担を明確化、受注者の工事書類作成に要する時間を短縮し、建設業における働き方改革の推進を図る



新たに『土木工事書類作成スリム化ガイド』を作成

本ガイドの位置付け

- 以下のポイントを明確化したもの
- ・ 作成や提出の不要な書類
 - ・ 資料等作成者の役割分担

業団体等に
意見照会を実施

土木工事書類作成スリム化ガイド



令和5年12月

近畿地方整備局

**工事書類作成に要する時間短縮に向け
『土木工事書類作成スリム化ガイド』を作成**

～受発注者間で資料等作成の役割分担の明確化を行い、
建設業の働き方改革を推進～

土木工事書類作成
スリム化ガイドの
詳細はこちら



https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/qgl8vl0000004zj9-att/surimukagaido202312qr.pdf



受発注者コミュニケーションガイド

～工事請負契約におけるガイドライン（総合版）*key points*～



令和6年2月

近畿地方整備局

受発注者コミュニケーションガイド

■目的、適用

■目的

- 受発注者間のコミュニケーションを図ることで、工事書類のスリム化、適切な設計変更、協議の迅速化など適正かつ円滑な工事請負契約の履行を行い、建設業における働き方改革を推進する。

■適用

- 近畿地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注の全工事を適用対象とする。

受発注者コミュニケーションガイドの位置付け

- 本ガイドは、近畿地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注工事において、『工事請負契約におけるガイドライン（総合版）-令和5年3月-』に基づき適正かつ円滑に工事請負契約を履行するにあたって、受発注者に求められるコミュニケーションのポイントをとりまとめたものです。
- 受注者及び発注者（監督職員、発注担当職員、現場技術員）は、本ガイドを活用し更なるコミュニケーションの向上に努めるものとします。

【参考】

工事請負契約におけるガイドライン（総合版）（R5.3）全編は、下記参照

工事請負契約におけるガイドライン（総合版）（R5.3）の構成

- 下記の6部で構成。
 - I 設計変更ガイドライン(案)
 - II 工事一時中止に係るガイドライン(案)
 - III 設計図書の照査ガイドライン(案)
 - IV 設計変更事例集(主な事例)
 - V 受発注者間のコミュニケーション
 - VI 参考資料



- 令和6年度についても、近畿地方インフラDX大賞の案件募集を予定。
- 建設現場の生産性向上に係る優れた取組について、積極的な推薦をお願いしたい。

(推薦対象)

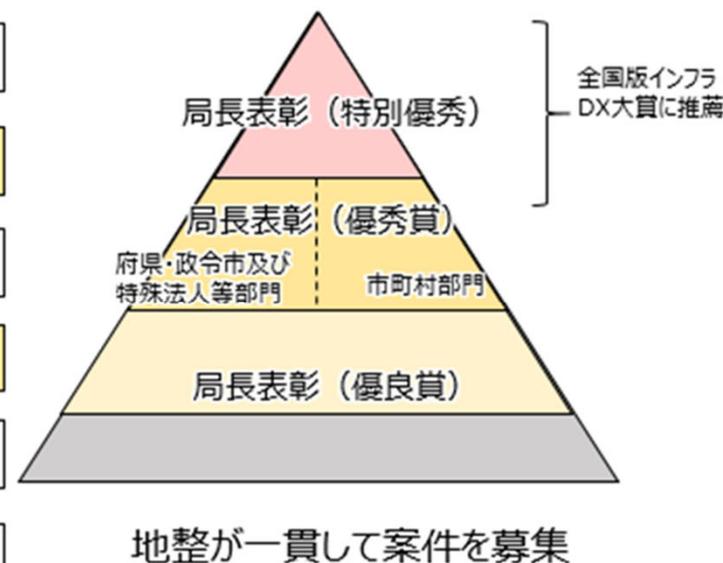
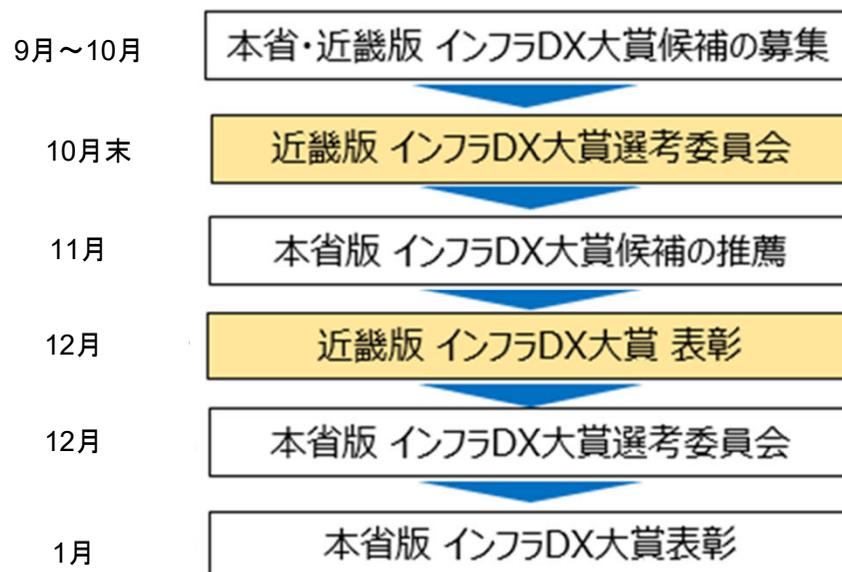
(1) 令和5年度に完成した工事・業務(地方自治体及び特殊法人等が発注したものを対象)※のうち、建設現場の生産性向上において優れた実績を上げた取組み。 ※各発注機関の発注工事・業務のうち、国土交通省所管のものを対象とする。

(2) 令和5年度に実施した、他の模範となる地方公共団体の取組。

(その他)

推薦された案件は、近畿地方整備局に設置する近畿地方インフラDX大賞選考委員会において、有効性、先進性、波及性の観点から審査を行い表彰を受けることが適当であると認められる者を選考する。なお、選考された者の中から、国土交通省が実施するインフラDX大賞の候補案件を選定する。

令和6年度(予定)



令和5年度 近畿地方インフラDX大賞

1. 近畿地方整備局独自の取組として、建設現場の生産性向上に係る優れた取組を行った企業及び地方公共団体等を表彰することにより、近畿地方におけるインフラDXの取組を推進することを目的に創設したもの。
2. 前年度内に完成した近畿地方整備局管内の府県、政令市、市町村及び特殊法人等が発注した工事・業務に関する企業の取組や地方公共団体等の取組を対象として、近畿地方インフラDX 大賞選考委員会において、有効性・先進性・波及性の観点から選考。
3. 表彰式は令和6年1月11日(木)に実施。



【局長挨拶】



【選考委員長講評】



【受賞者代表挨拶(株)大翔】



【受賞者代表挨拶(株)小森組】



【受賞者代表挨拶(和東町)】



【受賞者代表挨拶(滋賀県)】

【受賞案件一覧】

【工事・業務を受注した企業】

受賞種別	受賞者	件名	推薦団体
特別優秀	株式会社大翔	令和4年度 第30-2号愛東外地区補助急傾斜地崩壊対策工事	滋賀県
優秀	株式会社 小森組	令和3年度 道改交金第139号-3 長井古座線道路改良工事	和歌山県
優良	株式会社吉工	令和4年度 第E606-1号 国道365号補助道路整備工事	滋賀県
優良	株式会社大翔	令和2年度 第X511-7号 国道306号補助道路修繕工事(工区6)	滋賀県
優良	株式会社萬栄建設	早稲田急傾斜地崩壊対策(防災安全)工事	京都府
優良	大立工業株式会社	国道312号防災・安全交付金工事	京都府
優良	大林・佐藤・日本国土特定建設工事共同企業体	川上ダム本体建設工事	水資源機構

【地方公共団体】

受賞種別	受賞者	件名
特別優秀	和東町	橋梁掛け替え事業の全プロセスにおけるDX技術の試行(町職員と地元施工者の育成に向けたチャレンジ)
特別優秀	滋賀県	DXによる職員の業務効率化、技術伝承、意識改革
優秀	八尾市	水質監視及び小水力発電システムによる遠隔臨場



【表彰状贈呈】



【記念撮影】



令和6年1月31日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室

令和5年度 インフラDX大賞受賞者一覧

別紙

インフラDXに関する優れた取組を行った24団体を発表！ ～令和5年度 インフラDX大賞の受賞者を発表します～

国土交通省は、インフラ分野において、データとデジタル技術を活用し、建設生産プロセスの高度化・効率化、国民サービスの向上等につながる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため、「インフラDX大賞」を実施しています。

今般、「令和5年度 インフラDX大賞」の受賞者として、計24団体（国土交通大臣賞3団体、優秀賞20団体、スタートアップ奨励賞1団体）を決定しました。

1. 「インフラDX大賞」とは

- 国土交通省は、建設現場の生産性向上に関するベストプラクティスの横展開に向けて、平成29年度より「i-Construction大賞」を実施してきました。
- また、令和4年度からは、「インフラDX大賞」と改称し、インフラの利用・サービスの向上といった建設業界以外の取組へも募集対象を拡大しています。
- 加えて、インフラ分野におけるスタートアップの取組を支援し、活動の促進、建設業界の活性化へつなげることを目的に、「スタートアップ奨励賞」を設置しております。

2. 表彰対象・審査等

令和4年度に完了した国や地方公共団体等が発注した工事・業務に関する企業の取組や地方公共団体等の取組、i-Construction・インフラDX推進コンソーシアム会員の取組を対象とし、インフラDX大賞選考委員会において、有効性・先進性・波及性の観点から、計24団体（国土交通大臣賞3団体、優秀賞20団体、スタートアップ奨励賞1団体）を受賞者に決定しました。

なお、今回より、i-Construction・インフラDX推進コンソーシアム会員部門の取組については、応募案件の一覧も掲載いたします。ただし、応募時に公表を希望しなかった団体は除いています。

※受賞者一覧は別紙、受賞者の各取組概要、応募案件一覧は以下URL参照。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001047.html

3. 今後の予定と取組について

後日、授与式を開催する予定です。現時点では、3月を予定していますが、詳細が決まり次第、お知らせします。

問い合わせ先

(インフラDX大賞全般、i-Construction・インフラDX推進コンソーシアム会員部門について)
大臣官房参事官(イノベーション)グループ 大谷、高橋
03-5253-8111(代表)、(内線 22339、22326)、03-5253-8120(直通)

(国・地方公共団体等発注の工事・業務部門、地方公共団体の取組部門について)
大臣官房技術調査課 嶋本、長 (内線 22352、22354)、03-5253-8221(直通)
大臣官房公共事業調査室 近藤 (内線 24296)、03-5253-8258(直通)

○工事・業務部門

NO	表彰の種類	事業者名	工事/業務名	発注地等
1	国土交通大臣賞	日本ファブテック株式会社	国道7号 切石高架橋上部工工事	東北
2	優秀賞	荒井建設株式会社	一般国道40号 中川町 琴平車道法面工事	北海道 開発局
3	優秀賞	秋原・菱中経常建設共同企業体	南竜川下流農地防災事業 南竜川八丁目頭首工取水樋門改築外工事	北海道 開発局
4	優秀賞	若築建設株式会社 東北支店	八戸港八太郎・河原木地区航路泊地(埋没)付帯施設築造工事	東北
5	優秀賞	株式会社 建設技術研究所	R4A1技術活用タム管理システム改良検討業務	関東
6	優秀賞	東亜・若築・大本特定建設工事共同企業体	横浜港新本牧地区岸壁(-18m)(耐震)築造工事	関東
7	優秀賞	五洋建設株式会社 北陸支店	新潟空港進入灯(10側) 橋梁工事	北陸
8	優秀賞	株式会社 フジセマ	令和4年度 紀勢国道電線共同溝設計業務	中部
9	優秀賞	株式会社 小森組	令和3年度 道改交金 第139号-3 長井古座線道路改良工事	和歌山県
10	優秀賞	宮田建設株式会社	令和3年度福山道路赤坂外改良工事	中国
11	優秀賞	東洋建設株式会社 四国支店	高松港朝日地区岸壁(-7.5m) 船尾部築造工事(その2)	四国
12	優秀賞	旭建設株式会社	令和2年度 災闊砂防 第1-3号 鹿野遊谷川砂防堰堤工事	宮崎県
13	優秀賞	いであ株式会社	令和3年度川内川吉松地区河道検討及び橋梁予備設計業務	九州

○地方公共団体等の取組部門

NO	表彰の種類	団体名	取組名	地域
14	国土交通大臣賞	京都府 和束町	橋梁掛け替え事業の全プロセスにおけるDX技術の試行(町職員と地元施工者の育成に向けたチャレンジ)	近畿
15	優秀賞	栃木県	路線協調システムを用いた自動運転バス実証実験	関東
16	優秀賞	静岡県	モバイル端末での3次元計測による災害査定効率化	中部

○i-Construction・インフラDX推進コンソーシアム会員の取組部門

NO	表彰の種類	事業者名	取組名	本社所在地
17	国土交通大臣賞	株式会社 丸本組	河道掘削工事におけるAIを活用した生産性向上への取組	宮城県
18	優秀賞	東急建設株式会社	4Dシミュレーションを用いたPPCa(パーティクルキャスト)ボックスカートの施工	東京都
19	優秀賞	パシフィックコンサルタンツ株式会社	過酷な滑走路面点検における維持管理環境の改善と技術継承の向上を目指すチャレンジ	東京都
20	優秀賞	株式会社 植木組、NTT東日本	他分野で取得したMMSデータの舗装工事で再利用	新潟県 東京都
21	優秀賞	中部土木株式会社	道路建設工事における建設用3Dプリンタを用いた重力式擁壁の実証施工	愛知県
22	優秀賞	株式会社 大翔	法面工におけるBIM/CIM(デジタルツイン)の効率的な活用	滋賀県
23	優秀賞	カナツ技理工業株式会社	魅せる化から見える化へ一貫したデジタルデータの活用	島根県
24	スタートアップ奨励賞	DataLabs株式会社	3次元点群検査ツール「Modely」を用いた「デジタルデータを活用した鉄筋出算形計測」の推進	東京都